

# 宇都宮市学校健康教育推進計画

～ うつのみや元気っ子プロジェクト ～



楽しく運動 ずっと健康 おいしく食べて みんなが安全  
⇒ うつのみやの元気っ子



令和5年2月改訂  
宇都宮市教育委員会

# 目次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の構成	3
第2章	健康教育に関する現状と課題	
1	本市児童生徒の現状及び学校の取組状況と課題（中間評価）	4
2	児童生徒を取り巻く環境の変化	10
3	健康教育に関する国・県・市の動向	11
4	計画の中間評価及び健康教育を取り巻く状況の変化から見えた課題	13
5	今後、健康教育を推進する上で強化すべき事項	14
第3章	基本的な考え方	
1	目指す子ども像	15
2	取組を進める上での考え方	15
第4章	計画の展開	
1	施策・事業の体系	16
2	施策・事業の展開	21
第5章	計画の推進	
1	計画の推進にあたって	67
2	計画の指標	68
	参考資料	
1	各種指導資料・手引き一覧	72
2	健康教育に関連する本市の計画	74

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の目的

本市におきましては、平成21年1月に「宇都宮市小中学校体力向上推進計画」を策定し、「体力増強」、「健康の管理」、「食育の推進」を基本方針とした各種施策を推進してまいりました。また、同年4月には、「学校保健安全法」が施行され、学校における安全管理に関し必要な事項が定められたことから、「防災教育の手引き」や「宇都宮市通学路交通安全プログラム」等を作成し、安全教育を推進してまいりました。これらの取組により、体力の向上や肥満傾向児童生徒の解消、食習慣の改善、安全に係る知識や技能の習得を図り、本市児童生徒の「生涯を通じて健康で安全に生活できる心と体」の育成に努めてきたところです。

このような中、近年、少子高齢化やグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化など児童生徒を取り巻く社会情勢が大きく変化していることに加え、自然及び人的な大規模災害の発生も危惧されることから、今後、児童生徒がこれらの変化に的確に対応しながら、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を向上させるため、「体力の向上」、「学校保健」、「食育」、「学校安全」の4つの分野の内容をバランスよく総合的に身に付けることがより一層求められています。

こうしたことから、平成29年度には、「宇都宮市小中学校体力向上推進計画」の計画期間終了にあわせて現行計画を見直す中で、「体力の向上」、「学校保健」、「食育」、「学校安全」の4つの分野にわたる教育を一体的に捉え、本市における「健康教育」として整理し、同計画の分野別計画である「宇都宮市学校教育食育推進行動計画」を統合するとともに、「学校安全」を盛り込んだ「宇都宮市学校健康教育推進計画」を新たに策定し、健康教育を推進してまいりました。

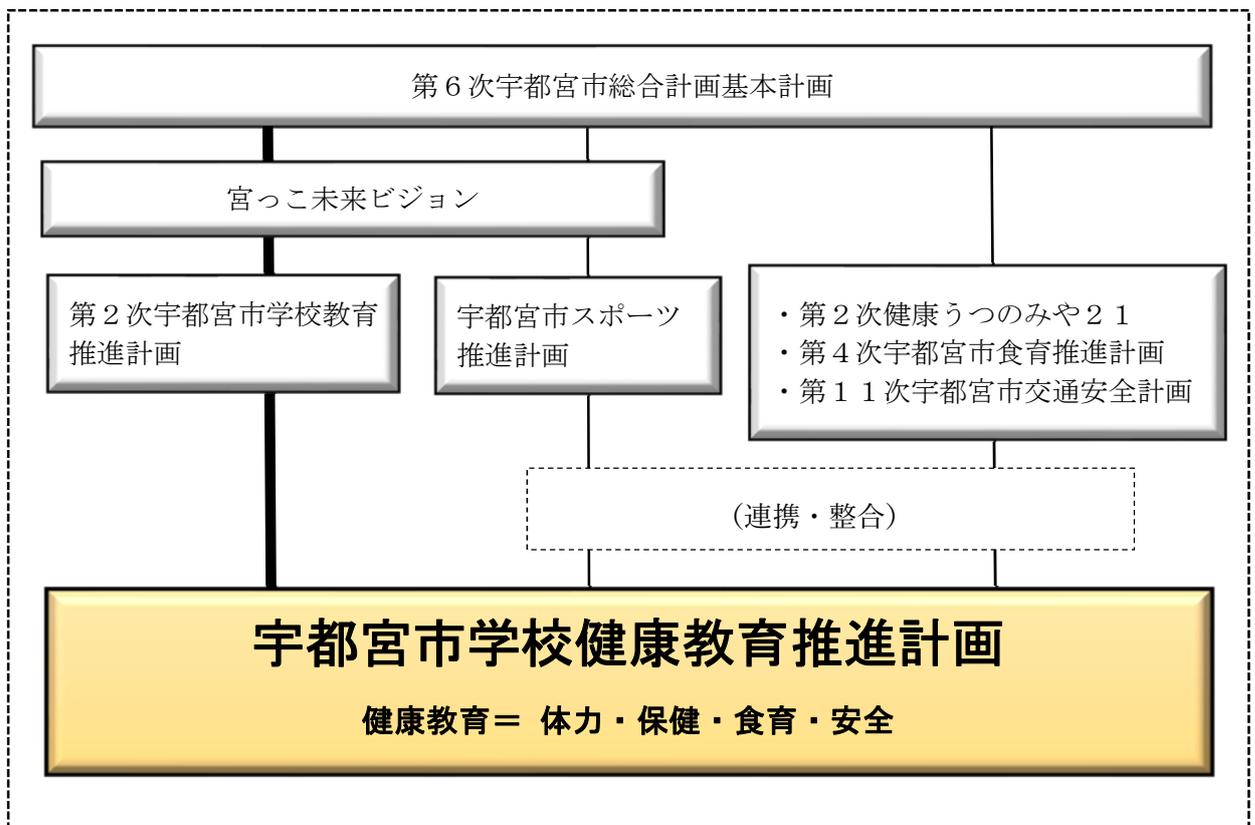
令和4年度には、計画の中間年度である5年目を迎えたことから、これまでの取組を評価してまいりました。計画策定後、情報化社会や新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大など、社会が急速に変化する中、新学習指導要領の全面実施、GIGAスクール構想の実現など、学校教育を取り巻く状況は大きく変化してきていることから、本市が目指す「スーパースマートシティ」を踏まえ、どのように社会や環境が変化しようとも、児童生徒が生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育に関する正しい知識や技能を身に付け、実践し、健康で安全な社会づくりに貢献することのできる態度を育成していくため、より着実に推進するための見直しを行い、改訂いたしました。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の基本施策の一つである「健康で安全な生活を実現する力を育む教育の推進」の実施計画（アクションプラン）です。

また、「宇都宮市スポーツ推進計画」の基本施策「子どものスポーツへの興味・関心の高揚」,「第4次宇都宮市食育推進計画」の基本施策「健全な食生活に向けた環境づくりの推進」,「多様な暮らしに対応する食育の推進」と連携した計画です。

SDGsの達成への貢献としては、主に、目標②, 目標③, 目標④, 目標⑤, 目標⑦, 目標⑫, 目標⑬, 目標⑭, 目標⑮の達成に貢献します。



## 3 計画の対象

この計画は、宇都宮市立の小学校及び中学校における学校教育活動全般を対象とします。

ここでは、学校における健康教育の充実向上に係る家庭、地域等との連携・協力などの内容を含みます。

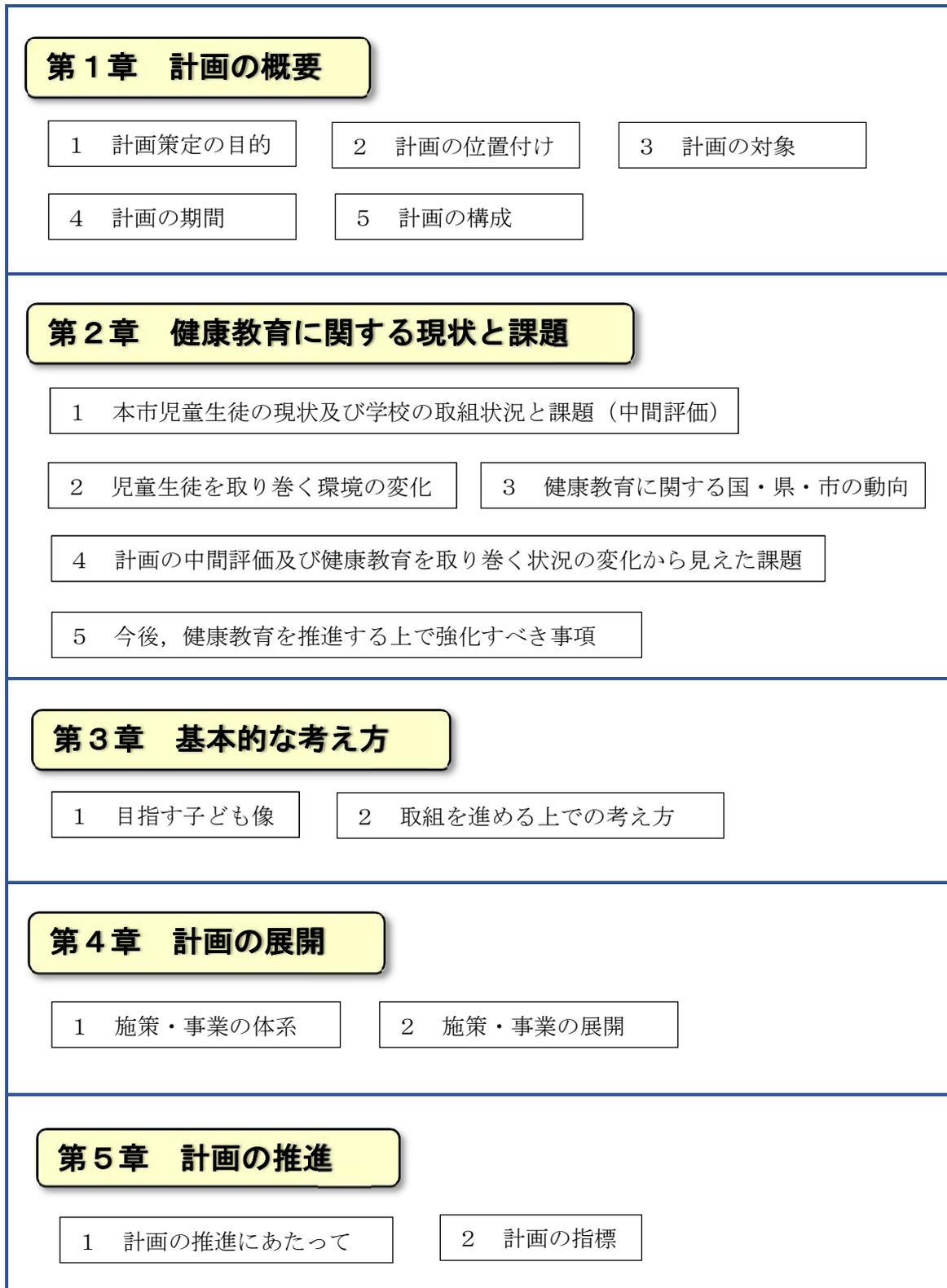
## 4 計画の期間

平成30年度（2018年4月）から令和9年度（2028年3月）までの10年間とします。

ただし、計画5年目にあたる令和4年度（2022年）に見直しを行いました。

## 5 計画の構成

本計画は下図のとおり、第1章から第5章までの5つの章からなっています。



## 第2章 健康教育に関する現状と課題

### 1 本市児童生徒の現状及び学校の取組状況と課題（中間評価）

本計画に基づき、平成30年度から5年間の「体力の向上」、「学校保健の推進」、「食育の推進」、「学校安全の推進」、「4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進」に関する児童生徒の状況（成果指標）及び、各学校の取組状況（活動指標）を評価し、課題を整理しました。

#### 体力の向上

各学校において、「元気っ子健康体力チェック」の結果を踏まえた体力向上の取組や「運動することは大切だと思う児童生徒の割合」の達成率は概ね順調であります。小学校の体力の現状や「小学校における運動の必要性について理解を深める取組」の達成率は低い状況であることから、今後は、児童生徒が「元気っ子健康体力チェック」の結果より自己の体力の現状を把握し、体力の向上に生かすとともに、小学校においては、運動の必要性について理解を深める取組の充実を図っていく必要があります。

#### 【成果指標①】 体力向上の結果がわかる指標

「元気っ子健康体力チェック」の評価結果における男子（A+B）－（D+E）率

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	13.8%	12.0%	17.4%	9.7%	—	1.8%	20%	9%
中3	36.1%	25.5%	33.3%	26.9%	—	32.2%	40%	80%

〈新体力テストにおける総合評価結果〉

「元気っ子健康体力チェック」の評価結果における女子（A+B）－（D+E）率

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	25.2%	30.3%	31.1%	26.0%	—	18.3%	30%	61%
中3	42.9%	45.8%	48.8%	47.0%	—	46.4%	50%	93%

〈新体力テストにおける総合評価結果〉

#### 【活動指標①】

「元気っ子健康体力チェック」の結果より、児童生徒の実態に応じた体力向上の取組をした

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	66校	64校	49校	63校	69校	91.3%
中	23校	23校	22校	24校	25校	96.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標②】 運動の必要性に対する理解度や体力を高めることへの意欲がわかる指標**

「運動することは大切だと思う」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	97.3%	97.5%	97.1%	98.0%	97.3%	97.9%	100%	97.9%
中3	97.3%	97.1%	97.2%	97.7%	97.7%	98.0%	100%	98.0%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

**【活動指標②】**

運動の必要性について理解を深める取組をした

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	40校	53校	46校	47校	69校	68.1%
中	15校	19校	22校	21校	25校	84.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標③】 運動の必要性に対する理解度や体力を高めることへの意欲がわかる指標  
「休み時間や放課後、休日などに自分から進んで運動している」児童生徒の割合**

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	73.7%	73.4%	71.2%	70.5%	68.2%	66.5%	80%	83.1%
中3	54.5%	56.8%	57.9%	55.3%	56.5%	54.7%	60%	91.2%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

**【活動指標③】**

児童生徒が運動に親しむことができるよう運動機会を創出した

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	67校	68校	69校	69校	100%
中	22校	24校	24校	20校	25校	80.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**学校保健の推進**

「未処置歯のある者」や「健康診断で指摘されたことは、早めに治療している児童生徒の割合」の達成率は、概ね順調であります。肥満傾向児の割合や「早寝早起きをこころがけている」児童生徒の割合の達成率は低いことから、今後は、「元気っ子生活習慣チェック」や保健だより等を有効活用するとともに、個別のライフスタイルを踏まえた保健指導を行うなど、家庭と連携を図った取組を充実させていく必要があります。

**【成果指標①】 健康管理の結果がわかる指標  
肥満傾向児の割合（肥満度20%以上）**

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	11.0%	10.3%	8.5%	8.9%	11.3%	13.7%	5%	36.5%
中3	9.0%	9.5%	9.0%	10.1%	11.5%	11.8%	5%	42.4%

〈学校保健統計調査結果〉

**【活動指標①】**

肥満傾向児童生徒の肥満解消のため、個別の指導や家庭への働きかけを行った

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	62校	60校	59校	62校	69校	89.9%
中	15校	17校	18校	15校	25校	60.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標②】健康管理の結果がわかる指標  
未処置歯のある者**

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	19.0%	15.5%	22.2%	20.5%	19.0%	13.5%	10%	74.1%
中3	15.0%	13.0%	12.6%	11.5%	10.6%	13.9%	10%	71.9%

〈学校保健統計調査結果〉

**【活動指標②】  
歯みがき習慣の定着を図る取組をした**

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	55校	59校	69校	85.5%
中	24校	23校	22校	23校	25校	92.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標③】健康に対する意識がわかる指標  
「早寝早起きをこころがけている」児童生徒の割合**

対象	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	74.3%	75.9%	75.0%	76.1%	76.0%	74.5%	100%	74.5%
中3	57.5%	61.5%	63.1%	63.1%	68.1%	64.6%	100%	64.6%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

**【活動指標③】  
健康な生活習慣の定着を図る取組をした**

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	63校	60校	55校	57校	69校	82.6%
中	21校	20校	24校	21校	25校	84.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標④】健康に対する意識がわかる指標  
「健康診断で指摘されたところは、早めに治療している」児童生徒の割合**

対象	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	90.0%	90.5%	90.2%	90.3%	90.4%	89.4%	100%	89.4%
中3	85.0%	87.3%	88.1%	88.5%	89.7%	89.6%	100%	89.6%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

**【活動指標④】  
健康診断結果に基づく疾病の早期治療のための保健指導を行った**

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	66校	65校	65校	64校	69校	92.8%
中	25校	24校	24校	25校	25校	100.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 食育の推進

活動指標はすべて100%達成していますが、成果指標の達成率は全体的に高い水準であるものの、横ばいで推移していることから、今後は、各学校において学校栄養士と担任等が連携を図り、学校全体で組織的に食育を推進するよう、食に関する全体計画に基づいた食事マナーの指導や食文化の学習の取組の充実を図るとともに、学校で学んだ知識を家庭で実践するために、デジタルを活用するなどにより、家庭との連携を図った取組を充実させていく必要があります。

### 【成果指標①】食習慣に関する行動がわかる指標 「毎日、朝ごはんを食べている」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	95.2%	95.6%	94.7%	94.8%	95.0%	94.9%	100%	94.9%
中3	92.1%	93.0%	93.2%	92.3%	92.3%	92.8%	100%	92.8%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

### 【活動指標①】

朝食欠食する児童生徒を無くすために、家庭に働きかけた

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	66校	69校	69校	100%
中	25校	25校	25校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

### 【成果指標②】食習慣に関する行動がわかる指標 「好き嫌いしないで食べている」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	85.7%	88.7%	89.2%	89.4%	88.8%	87.1%	100%	87.1%
中3	80.4%	82.8%	83.7%	82.3%	86.0%	84.8%	100%	84.8%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

### 【活動指標②】

学校給食の残食の原因を分析し、改善を図る取組をした

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	68校	69校	69校	100%
中	25校	25校	25校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標③】 食事マナーに関する行動や食文化に関する認知度がわかる指標  
「食事のマナーに気を付けて食べている」児童生徒の割合**

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	—	90.4%	89.3%	88.5%	88.9%	88.4%	100%	88.4%
中3	—	90.0%	92.6%	92.6%	93.1%	93.2%	100%	93.2%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

※「食事のマナーに気を付けて食べている」の調査は、平成29年度から実施

**【活動指標③】 給食の時間に学校栄養士が各学級を巡回するなどして、学級担任と連携して食事マナー指導を行った**

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	65校	69校	69校	100%
中	25校	25校	23校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

**【成果指標④】 食事マナーに関する行動や食文化に関する認知度がわかる指標  
「給食に出る五目ちらしなどの行事食やしもつかれなどの郷土料理を知っている」児童生徒の割合**

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	86.3%	87.3%	85.1%	83.7%	86.2%	86.6%	100%	86.6%
中3	86.0%	87.5%	86.3%	85.1%	84.9%	84.0%	100%	84.0%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

**【活動指標④】**

**行事食や郷土料理について関心を高めるための工夫をした**

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	68校	69校	69校	100%
中	25校	25校	25校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 学校安全の推進

各学校において安全教育を推進してきたことにより、学校の取組状況や児童生徒の意識は概ね高い水準で推移してきていますが、不審者対応については中学校において達成率が低い状況であることから、今後は、不審者対応避難訓練を適切に実施するとともに、近年、想定外の自然災害等が発生していることを踏まえ、危機発生時に児童生徒自身が適切に対応できるよう、適宜、訓練内容を見直していく必要があります。

### 【成果指標①】安全に関する意識がわかる指標

「不審者から自分の安全を守るための行動を心がけている」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	95.8%	96.2%	96.4%	96.3%	95.9%	95.6%	100%	95.6%
中3	92.5%	92.2%	92.6%	93.6%	94.6%	94.8%	100%	94.8%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

### 【活動指標①】

不審者から自分の安全を守ることができるよう対応に関する取組を実施した

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	65校	67校	58校	66校	69校	95.6%
中	20校	21校	10校	18校	25校	72.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

### 【成果指標②】自分の身の安全を守る行動がわかる指標

「交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	97.8%	97.8%	98.1%	98.0%	97.6%	97.7%	100%	97.7%
中3	97.3%	97.9%	97.3%	98.0%	98.4%	98.3%	100%	98.3%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

### 【活動指標②】

様々な交通場面から自分の安全を守ることができるよう理解を深める取組を実施した

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	67校	68校	64校	69校	69校	100%
中	25校	25校	24校	24校	25校	96.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

### 【成果指標③】自分の身の安全を守る行動がわかる指標

「自分や身の回りの人々の安全に気を配り、安全に行動している」児童生徒の割合

校種	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小6	96.5%	97.1%	96.7%	96.1%	96.4%	96.5%	100%	96.5%
中3	95.2%	96.3%	96.4%	97.4%	96.9%	97.3%	100%	97.3%

〈学習と生活についてのアンケート結果〉

### 【活動指標③】

様々な災害発生時の危険予測や、状況に応じた行動をとることができるよう判断力や行動力を高める取組を実施した

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	68校	68校	68校	68校	69校	98.6%
中	25校	23校	24校	24校	25校	96.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

各学校において、「元気アップ教育」全体計画を作成し、4つの分野のうち複数を組み合わせた取組を行うなど、指導の充実に努めてきましたが、今後、児童生徒が、より一層、4つの分野をバランスよく身に付けるためには、学校での指導はもとより、家庭との連携が不可欠であることから、特に、学校と家庭の双方向における指導の充実に図っていく必要があります。

## 【活動指標①】

「元気アップ教育」の全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実に図ることができた

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	61校	62校	60校	69校	69校	100%
中	20校	24校	25校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 【活動指標②】

生活習慣の改善のため、「元気っ子生活習慣チェック」を活用し、学校と家庭の双方向における指導を行った

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	49校	45校	34校	42校	69校	60.9%
中	13校	10校	15校	15校	25校	60.0%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 【活動指標③】

健康教育をより一層推進するため、体力・保健・食育・安全に関する指導のうち複数を組み合わせた取組を行った

校種	H30	R1	R2	R3	目標値(R9)	達成率(R3)
小	64校	64校	65校	68校	69校	98.6%
中	24校	25校	25校	25校	25校	100%

〈健康教育の推進に関する取組状況調査結果〉

## 2 児童生徒を取り巻く環境の変化

令和4年度に、計画を策定してから5年が経過し、GIGAスクール構想の実現や持続可能な社会づくり（SDGsの実現）、子どもたちの多様化、新型コロナウイルス感染症の発生・流行と新たな感染症への備え、「新たな日常」に対応した取組の推進、不登校児童生徒の増加、想定外の犯罪や災害の出現、ライフスタイルの変化など社会が急速に変化する中、新学習指導要領の全面実施や栃木県教育振興基本計画2025ーとちぎ教育ビジョンーの策定、第6次宇都宮市総合計画改定など児童生徒を取り巻く状況が変化していることから、どのように社会や環境が変化しようとも、次世代を担う子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育に関する正しい知識や技能を身に付け、実践し、健康で安全な社会づくりに貢献することのできる態度を育成することが、ますます重要になってくると考えられます。

### 3 健康教育に関する国・県・市の動向

#### (1) 国の動向

##### ① 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

【健康・安全・食に関わる資質・能力】

- 健康・安全・食に関わる資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

（知識・技能）

様々な健康課題，自然災害や事件・事故等の危険性，健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの健康や食，安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

健康や食，安全に関する様々な課題に関心を持ち，主体的に，自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり，健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

- これらの資質・能力を教科等横断的な視点で育むことができるよう，教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。学校保健計画や学校安全計画，食に関する全体計画についても，資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し，地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要である。

##### ② 学習指導要領（平成29年3月31日公示）

【今回の改定の基本的な考え方】

- 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし，子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで，知識の理解の質を更に高め，確かな学力を育成。
  - ⇒ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
  - ⇒ 教育課程に基づく教育の質を向上させ，学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成。

【学習指導要領の総則における健康教育】

- 児童生徒の発達段階を考慮して，学校の教育活動全体を通して適切に行う。
- 体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。
- 家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

## 【学習指導要領の総則における体育・健康に関する記載】

第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割  
 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童（生徒）の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科（保健体育科），家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

## ③ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年3月）

【新しい生活様式を踏まえ，健やかな学習・生活空間を実現する】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，新しい生活様式も踏まえ，健やかに学習できる衛生環境の整備を行うことが必要である。
- 学校給食施設について，床を乾いた状態で使用するドライシステムや，効果的な空調設備の導入を推進していくことが重要である。

## (2) 県の動向

## ① 栃木県教育振興基本計画2025-とちぎ教育ビジョン-の策定

【基本目標Ⅰ】学びの場における安全を確保する (令和3年2月)

- 1 学校安全の徹底・充実
  - (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上
  - (2) 校内の体制整備の強化
  - (3) 安全教育の充実

【基本目標Ⅲ】未来を切り拓く力の基礎を育む

- 7 健やかな体を育む教育の充実
  - (1) 体育活動の充実
  - (2) 学校保健，食育・学校給食の充実

【基本目標Ⅴ】豊かな学びを通して夢や志を育む

- 1 4 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進
  - (1) 本県選手の競技力向上
  - (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承

## ② 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行

- ・ 乗車用ヘルメットの着用（努力義務） (令和4年4月)
- ・ 自転車の点検及び整備（努力義務）
- ・ 自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）への加入義務（令和4年7月施行）

## (3) 市の動向

## ① G I G A スクール構想（令和2年度～）

- ・ 児童生徒1人1台端末環境の整備

## ② 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（令和5～9年度）

- ・ 「スーパースマートシティ」の実現とその原動力となる「人づくり」と「デジタル」の一層の推進

## 4 計画の中間評価及び健康教育を取り巻く状況の変化から見えた課題

中間評価及び児童生徒を取り巻く環境の変化や、健康教育に関する国・県・市の動向を踏まえ、今後、本市の小・中学校において健康教育を推進していくにあたっての各分野の課題を次のように整理しました。

### 体力の向上

「元気っ子健康体力チェック」の結果を踏まえた補強運動の実施や、休み時間における外遊びの奨励、業間や昼休みを活用して学級やグループ、個人で取り組む「うつのみや元気っ子チャレンジ」など、教育活動全体を通して、体力向上を図っていくとともに、小学校においては、体育科や特別活動の学習を通して、運動の必要性について理解を深める取組の充実を図っていく必要があります。

また、ライフスタイルの変化に合わせて、1人1台端末を活用して家庭でも手軽に運動できるwebサイトを紹介するなど、児童生徒の運動への興味関心を高め、運動への意欲につなげていく必要があります。

### 学校保健の推進

家庭でできる運動の紹介や、個別のライフスタイルを踏まえた保健指導を行うとともに、「元気っ子生活習慣チェック」や保健だより等を有効活用し、家庭との連携を図っていく必要があります。

不登校児童生徒が増加傾向であること、心に不調をきたす児童生徒が見られることなどから、ストレスの対処法など心の健康に関する教育について、体育・保健体育科など各教科等において指導の充実を図ることに加え、学級担任や保護者、スクールカウンセラーや養護教諭等、関係職員との連携を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

### 食育の推進

各学校において学校栄養士と担任等が連携を図り、学校全体で組織的に食育を推進するよう、食に関する全体計画に基づいた食事マナーの指導や食文化の学習の充実を図る必要があります。

学校で学んだ知識を家庭で実践するために、デジタルを活用するなどにより、家庭との連携を図った取組を充実させていく必要があります。

### 学校安全の推進

危険箇所を正しく理解し適切な対応をとることができるよう安全教育を推進していくとともに、不審者対応避難訓練を実施することで、危機発生時に自ら判断し、安全に行動できるよう指導の充実を図っていく必要があります。

近年、全国的に想定外の災害が発生している状況を踏まえ、河川の氾濫や竜巻の発生など、学校の立地条件から想定される自然災害や、緊急地震速報音源を使用した訓練など、危機発生時に児童生徒自身が適切に対応できるよう、訓練内容を適宜見直ししながら防災教育を推進していく必要があります。

### 4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

「元気アップ教育」を定期的に見直し、改善を図り、健康教育に関する取組の充実に努めていく必要があります。

各学校において「元気っ子生活習慣チェック」や、独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う必要があります。

児童生徒がより一層、4つの分野をバランスよく身に付けるため、特に、学校は家庭での状況を把握するとともに、家庭と情報共有しながら健康教育の推進を図っていく必要があります。

## 5 今後、健康教育を推進する上で強化すべき事項

「4 計画の中間評価及び健康教育を取り巻く状況の変化から見えた課題」を踏まえ、健康教育の各分野の取組をより効果的に推進していくため、強化すべき取組を次のように整理しました。

### 体力の向上に関すること

- ・ 児童生徒の実態を踏まえた体力向上の取組
- ・ 運動の必要性について理解を深める取組
- ・ 日常的に運動に親しむ児童生徒の育成

### 学校保健の推進に関すること

- ・ 肥満解消など健康の保持増進のための家庭と連携した取組
- ・ 心の健康に関する教育
- ・ デジタル活用時における健康面への配慮に関する取組

### 食育の推進に関すること

- ・ 給食の時間や教科等における食に関する指導
- ・ 食文化の学習の取組
- ・ デジタルの活用などによる家庭と連携した取組
- ・ 安全安心な給食の提供

### 学校安全の推進に関すること

- ・ 安全に関する知識や技能の習得
- ・ 危機発生時に自らの命を守るための判断力や行動力の育成

### 4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進に関すること

- ・ 生活習慣の改善のための学校と家庭の双方向における指導
- ・ 健康教育の各分野を一体的に捉えた取組

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目指す子ども像

**心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を備え、自ら考え行動できるたくましい宮っ子**

### 2 取組を進める上での考え方

児童生徒が健康で安全な生活を送るためには、体力・保健・食育・安全に関する資質や能力を身に付ける必要があるため、引き続き、「体力の向上」「学校保健の推進」「食育の推進」「学校安全の推進」の4つを施策の柱に定めて推進します。

4つの分野の資質・能力をバランスよく総合的に高めていけるよう、「健康教育」として一体的に捉えて、次の(1)～(3)の観点からも、着実に取組を推進します。

児童生徒を取り巻く状況が変化していることから、観点に「指導の充実を図るため、デジタルの活用とSDGsの視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立」及び「家庭・地域等との更なる連携を図るため、デジタルを活用した情報の発信」を加えて取り組みます。

#### 観点(1) 学校の教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

健康で安全に生活するための知識や技能を着実に身に付けられるよう、全教職員の共通理解のもと、「元気アップ教育(※)」を計画的かつ体系的に推進し、学校の教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

また、指導の充実にあっても、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ることができるよう、デジタルを活用するとともに、SDGsの視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立に努めます。

#### 観点(2) 家庭・地域等との連携を図ります。

学校の教育活動の多様な場面において、健康で安全に生活するために必要なことへの理解を深め、身に付けた知識や技能を日常生活で生かすことができるよう、家庭・地域等と更なる連携を図ります。

また、家庭・地域等との連携にあっても、デジタルの活用により積極的に情報発信し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」を重視します。

#### 観点(3) 体制と環境を整えます。

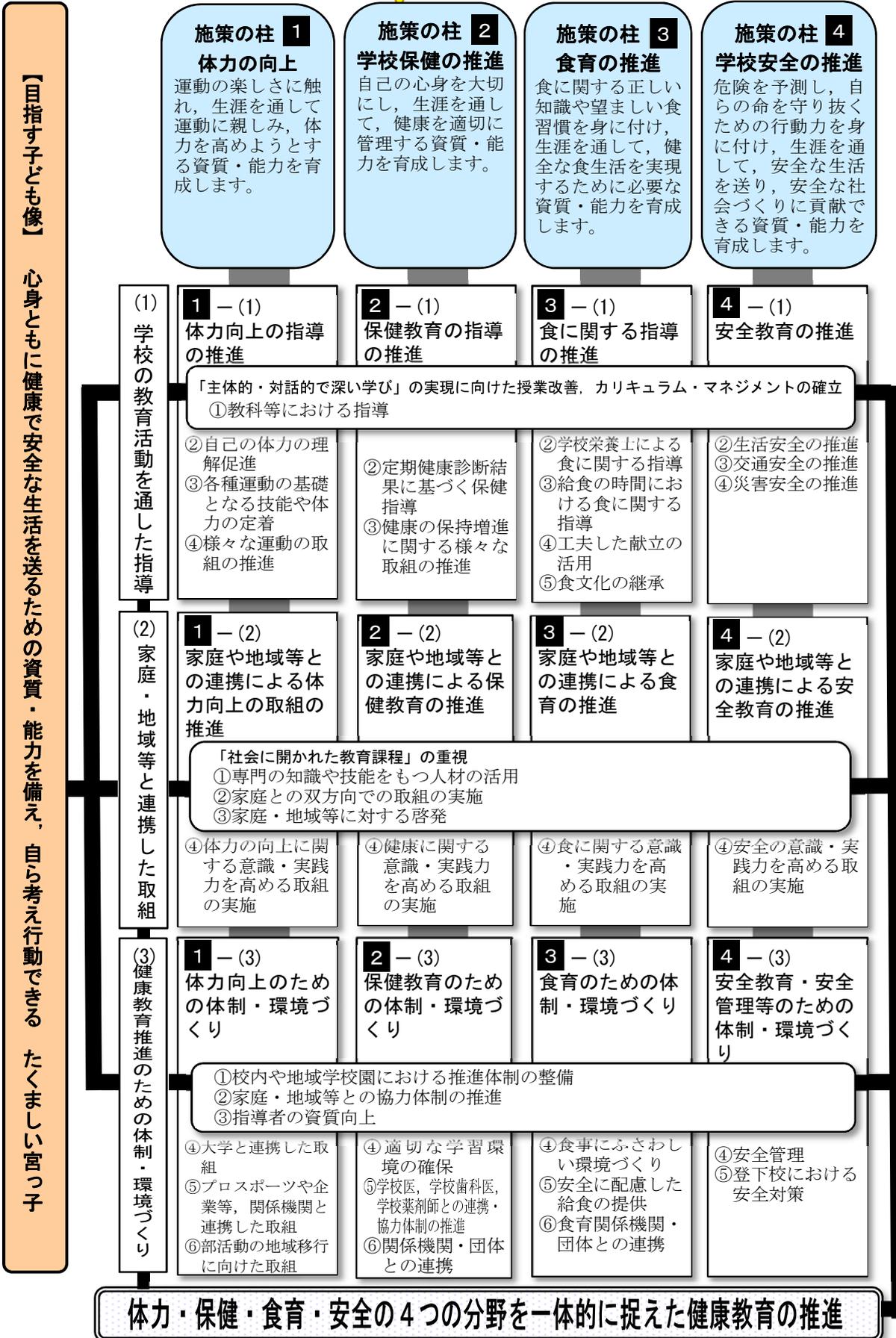
健やかな心と体を育む資質・能力の育成を図る各分野を円滑に推進するために必要な体制と環境を整えます。

※ 本市では、健康教育を進める上で、小中一貫教育に位置付けられた教科横断的な教育活動の一つを「元気アップ教育」としています。

# 第4章 計画の展開

## 1 施策・事業の体系

### 計画の体系図



※ 施策の柱を貫く   は、4つの分野を一体的に捉えることを意識しながら推進することで、バランスよく総合的な資質・能力の向上を図る16)のです。

施策の柱1 体力の向上

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■新：新規事業 ■重：重点事業 ■拡：拡充事業

■G：GIGAスクール構想に資する事業

1 - (1) 体力向上の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎体力の向上に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実 **重**
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 **新** **G**

②自己の体力の理解促進

- ◎「元気っ子健康体力チェック」の実施と活用 **重** **拡**

③各種運動の基礎となる技能や体力の定着

- ◎「うつのみや版ミニマム」達成に向けた取組 **重**

④様々な運動の取組の推進

- ◎オリンピック・パラリンピック教育等の推進
- 「うつのみや元気っ子チャレンジ」を通じた体力づくり **拡**
- ◎スケート教室の実施 ・適切な部活動の推進 **新**

1 - (2) 家庭や地域等との連携による体力向上の取組の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施
- 部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実 **拡**

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 **拡**
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 **拡** **G**

③家庭・地域等に対する啓発

- デジタルを活用した取組 **拡** **G** ◎たよりによる学校の取組の発信 ○健康教育に関する情報の展示

④体力の向上に関する意識・実践力を高める取組の実施

- 「日常生活の工夫による体力向上」事例集の活用

1 - (3) 体力向上のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④大学と連携した取組

- 「元気っ子健康体力チェック」の分析と指導への活用
- 学生ボランティア派遣に対する体制の構築

⑤プロスポーツや企業等、関係機関と連携した取組

- 体力向上サポーター派遣事業

⑥部活動の地域移行に向けた取組

- 部活動の地域連携に向けた取組 **新**
- 「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備 **新**
- 部活動の地域移行に向けた取組 **新**

施策の柱2 学校保健の推進

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業

G：GIGAスクール構想に資する事業

2 - (1) 保健教育の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、  
カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎学校保健に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 G

②定期健康診断結果に基づく保健指導

- ◎定期健康診断の実施，結果の家庭連絡 重 拡 G
- ◎家庭からの情報収集

③健康の保持増進に関する様々な取組の推進

- ◎歯・口の健康づくりのための保健指導 重 ◎性に関する教育の充実
- ◎喫煙，飲酒，薬物乱用防止教育の充実
- ◎心の健康に関する教育の充実 拡
- ◎デジタル活用時における健康面への配慮に関する教育の充実 新 G

2 - (2) 家庭や地域等との連携による保健教育の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック，アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 拡 G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 拡 G ◎たよりによる学校の取組の発信 ○健康教育に関する情報の展示

④健康に関する意識・実践力を高める取組の実施

- 健康な生活習慣の定着のための取組の実施 拡

2 - (3) 保健教育のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④適切な学習環境の確保

- ◎「学校環境衛生基準」に基づく定期検査・日常点検及び臨時検査
- ◎シックスクール問題対策

⑤学校医，学校歯科医，学校薬剤師との連携・協力体制の推進

- ◎定期健康診断，定期環境検査等の実施及び指導助言

⑥関係機関・団体との連携

- 性に関する教育を推進するための関係機関・団体との連携
- 心の健康に関する教育を推進するための関係機関との連携

施策の柱3 食育の推進

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業  
 新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業  
 G：GIGAスクール構想に資する事業

3 - (1) 食に関する指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実 重
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 G

②学校栄養士による食に関する指導

- ◎学校栄養士の授業参画 重 ○食育ミニ講話の実施

③給食の時間における食に関する指導

- ◎食事マナー指導 重 拡 ○給食の準備や片付け，配膳指導 ○交流給食の実施

④工夫した献立の活用

- ◎「学校給食摂取基準」に基づく栄養バランスのとれた献立の作成
- ◎教科や他の教育に関連した給食の実施 ○地産地消の推進 拡 G
- ◎米飯給食の推進 ○セレクト給食，バイキング給食の実施

⑤食文化の継承

- ◎郷土料理，行事食の提供を通じた食文化の学習の推進 重 G
- ◎「宮っこランチ」の提供を通じた食文化の学習の推進 重
- ◎「宇都宮学」と関連した食文化の学習の推進 新

3 - (2) 家庭や地域等との連携による食育の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催 ○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック，アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 拡 G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 拡 G ○たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

④食に関する意識・実践力を高める取組の実施

- ◎「お弁当の日」の実施 重 G ○食育関係コンクール等への参加
- 食に関する体験的な活動の実施

3 - (3) 食育のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進 重
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加 ○指導内容の共有化による指導力の向上

④食事にふさわしい環境づくり

- ◎和やかな食事の場の工夫 ○ランチルームの活用
- ◎食育情報スペースの確保・整備 ○食器具の整備

⑤安全に配慮した給食の提供

- ◎給食室の管理・運営 拡 ○食材の安全性の確保 ○食物アレルギー対応

⑥食育関係機関・団体との連携

- 地産地消を推進するための農政部門との連携
- 健康を保持増進するための健康部門との連携
- 食生活に課題を抱えた場合における福祉部門との連携

施策の柱4 学校安全の推進

◎:全校が実施する事業 ○:学校の実態に応じて実施する事業

■:新規事業 重:重点事業 拡:拡充事業

G:GIGAスクール構想に資する事業

4 - (1) 安全教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、  
カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎学校安全に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 G

②生活安全の推進

- ◎不審者対応避難訓練の実施 重 拡
- ◎危険の理解と安全確保 重 G

③交通安全の推進

- ◎交通安全教育による危険の理解及び実践力の育成 重 G

④災害安全の推進

- ◎災害時における適切な行動と役割の理解及び実践力の育成 重 拡
- ◎「防災教育の手引き」を活用した指導

4 - (2) 家庭や地域等との連携による安全教育の推進

「社会に開かれた教育課程の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 拡 G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 拡 G
- ◎たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

④安全の意識・実践力を高める取組の実施

- ◎自転車乗車時の安全対策 拡
- 体験的な訓練手法の活用

4 - (3) 安全教育・安全管理等のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④安全管理

- ◎安全点検の実施
- ◎防犯に関する機器等の整備

⑤登下校における安全対策

- ◎関係機関や保護者と連携した安全対策の実施
- ◎交通安全対策の実施

## 2 施策・事業の展開

## 施策の柱1 体力の向上

運動の楽しさに触れ、生涯を通して運動に親しみ、体力を高めようとする資質・能力を育成します。

## 1 (1) 体力向上の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	<p>◎体力の向上に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実【重】</p> <p>◎1 体力の向上に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で体力の向上に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>◎2 体力の向上に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における体力の向上に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 また、「コロナ・リカバリープラン」として、コロナ禍等の影響により、減少傾向にあった運動の機会を以前の水準に戻すとともに、児童生徒の体力の状況に応じて、効果的な体力の向上に取り組む。</p> <p>※ 運動に親しむ態度の育成を図るため、運動の必要性について適切に指導を行う。</p> <p>※ 運動機会の創出に向けて、「うつのみや元気っ子チャレンジ」や朝の一分間体操などの体力の向上に係る取組を、年間指導計画に位置付けるなど、計画的に実施する。</p> <p>※ 業間や昼休みなどの外遊びを奨励し、運動時間の増加につなげる。</p> <p>※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。</p> <p>※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p>

取組	<p>◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実</p> <p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p>
	<p>◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】【G】</p> <p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、体力の向上に関する指導の充実を図る。</p> <p>体育・保健体育科においては、大画面への投影や録画機能など、学習場面に応じてデジタルを活用し技能の習得を図ることや、計測した記録をデータ化し自己の状況に合った課題を設定して挑戦するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した体力の向上に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②自己の体力の理解促進
目的	「元気っ子健康体力チェック」の実施により、自己の体力への理解を深めるとともに、結果を分析して、本市の児童生徒の体力の特徴や傾向を踏まえた体力向上の取組を推進する。
取組	<p>◎「元気っ子健康体力チェック」の実施と活用【重】【拡】</p> <p>◎1 「元気っ子健康体力チェック」の実施          全学校・全学年が、新体力テスト及び、運動・生活・食習慣に関するアンケートを実施する。</p> <p>◎2 「元気っ子健康体力チェック」による、自己の体力の理解          新体力テストの実施により、自己の体力の現状を把握し、課題を明らかにすることにより、体力の向上に生かす。</p> <p>◎3 「元気っ子健康体力チェック」の集計・分析          市教育委員会は、全校の新体力テストの集計・分析を行う。</p> <p>◎4 「元気っ子健康体力チェック」の集計・分析結果の活用          市教育委員会は、全校の新体力テスト集計結果をもとに、市としての体力の向上に係る事業を策定する。また、各学校は、自校の体力の特徴や傾向を踏まえ、体育・保健体育科における補強運動の実施や、業間や昼休みでの「うつのみや元気っ子チャレンジ」への参加等を通して、体力向上の推進を図る。</p>

事業	③各種運動の基礎となる技能や体力の定着					
目的	本市として、小・中学生のうちに全児童生徒に身に付けさせたい体力や技能を明確にした上で、そこに到達していない児童生徒が、体力や技能を高められる運動プログラムに基づき、楽しみながら運動に取り組み、体力や技能の向上を図る。					
取組	◎「うつのみや版ミニマム」達成に向けた取組【重】					
	<p>◎1 ミニマムの明確化 全児童生徒に身に付けさせたい体力や技能をミニマムとして明確化することにより、体力や技能の向上を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>ミニマム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>①クロールと平泳ぎで25m泳ぐことができる。 ②5分間続けて走ることができる。 ③懸垂姿勢で10秒間鉄棒にぶらさがることができる。 ④2重跳びが20回できる。 ⑤ハンドボールを15m投げることができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎2 ミニマムの実施 ミニマムを実施することにより、児童生徒の現状を把握する。</p> <p>◎3 「うつのみや元気っ子運動プログラム集」の活用 ミニマムが達成できていない児童生徒に対して、運動プログラム集を活用し、達成に向けて継続的に運動を実践することにより、全児童生徒がミニマムを達成できるようにする。</p>	校種	ミニマム	小学校	①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。	中学校
校種	ミニマム					
小学校	①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。					
中学校	①クロールと平泳ぎで25m泳ぐことができる。 ②5分間続けて走ることができる。 ③懸垂姿勢で10秒間鉄棒にぶらさがることができる。 ④2重跳びが20回できる。 ⑤ハンドボールを15m投げることができる。					

事業	④様々な運動の取組の推進
目的	体を動かす楽しさを感じられるような運動機会を確保し、日常的に運動に親しむ児童生徒を育成する。
取組	◎オリンピック・パラリンピック教育等の推進
	<p>オリンピック・パラリンピック教育等を通して、スポーツの楽しさや素晴らしさを味わうことにより、運動に親しむ資質・能力を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツの価値を学習する機会やアスリートと交流できる機会等を促進する。</li> <li>・ 学校全体で取組を行い、様々な教科や教育活動を通じて総合的に学習を行う。</li> <li>・ オリンピック・パラリンピック教育等を通して「する」「みる」「支える」「知る」のスポーツとの多様な関わり方を、教育活動全体を通して実施する。</li> </ul>

取 組	○「うつのみや元気っ子チャレンジ」を通じた体力づくり【 <b>拡</b> 】
	○1 「うつのみや元気っ子チャレンジ」の実施 学級及びグループで様々な運動に挑戦し、体力づくりに取り組むことにより、体力の向上を図るとともに、望ましい人間関係を構築することを目的として、「うつのみや元気っ子チャレンジ」を実施する。 また、児童生徒が休み時間や放課後、休日などに個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」を実施する。
	○2 「うつのみや元気っ子チャレンジ」参加促進 児童生徒の参加促進のため、発達段階に応じた方策を講じる。
	◎スケート教室の実施（全小学校） 全小学校5年生を対象に、「スケート教室」を実施することにより、冬の代表的なスポーツであるスケートの体験を通して、運動に親しむ資質・能力を育てる。
	○適切な部活動の推進（全中学校）【 <b>新</b> 】 各中学校は、「宇都宮市部活動方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、休業日や活動時間等を公表するとともに、方針に沿った運用の徹底を図る。 部活動を通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、個人の能力に応じてより高い水準の技術や記録を目指すことにより、体力や技能の向上を図る。

## 1 - (2) 家庭や地域等との連携による体力向上の取組の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

事 業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目 的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取 組	○講演会や出前講座の開催 体力の向上に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (例：体力に関する講話、体力の向上をテーマとしたもの) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 体力の向上に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 (例：体育関係、スポーツに携わる仕事をしている人 など) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。

取組	○部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実【 <b>拡</b> 】
	<p>○1 「部活動地域指導者活用事業」の実施</p> <p>中学校の部活動において、専門的な知識や指導力を備えた地域の指導者の活用を図り、部活動の教育的意義が適切に発揮されるよう支援する。</p> <p>※ 部活動地域指導者（単独指導不可） 学校の指導方針や部活動指導計画等に基づいた専門的な技術指導の補助を行う。</p> <p>○2 「部活動指導員派遣事業」の実施</p> <p>中学校の部活動において、専門的な知識や指導力を備え、かつ、部活動指導経験のある地域の指導者を部活動指導員として派遣することにより、部活動の充実・活性化を図る。</p> <p>※ 部活動指導員（単独指導可） 学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督等を行う。</p>

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
	健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
	家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。
取組	◎個に応じた指導【 <b>拡</b> 】
	<p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>（例：「元気っ子健康体力チェック」の活用、「うつつのみや元気っ子運動プログラム集」の活用、各種検定 など）</p> <p>※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>

取組	◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【 <b>拡</b> <b>G</b> 】
	<p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	◎デジタルを活用した取組【 <b>拡</b> <b>G</b> 】
	<p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における体力向上の取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>（例：新体力テストやなわとび検定、球技大会の取組 など）</p> <p>※ 市教育委員会及び各学校において、児童生徒が1人1台端末を活用して手軽に運動できるwebサイト等を紹介し、家庭や地域等で実践できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	<p>各種たよりを通して、「うつのみや元気っ子チャレンジ」や各種検定の取組の様子など、学校における体力向上の取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
	○健康教育に関する情報の展示
	<p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

事業	④体力の向上に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	体力の向上に関して、習得した知識を行動に生かすことができるよう取組の充実を図る。
取組	○「日常生活の工夫による体力向上」事例集の活用
	<p>「日常生活の工夫による体力向上」事例集や、学校の体力の実態に応じた体力向上の取組を継続することにより、体力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の会・帰りの会</li> <li>・集会時の工夫</li> <li>・校庭での授業時</li> <li>・教室移動時</li> <li>・休み時間</li> <li>・清掃時</li> <li>・登下校時</li> <li>・家庭における体力向上</li> </ul> </div>

## 1- (3) 体力向上のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。</li> <li>・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、地域学校園における児童生徒の体力の特徴や傾向を踏まえ、共通の課題を明らかにし、学校園でのミニマム作成などの体力向上に向けた取組や、体力の実態に沿った各種検定カードの設定等を通して体力向上の取組を推進する。</li> </ul>

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施
	魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：地元企業等と連携したスポーツ教室、学校と地域協議会共催の長なわとび大会 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：「うつのみや元気っ子運動プログラム集」や「投の運動（遊び）指導事例集」の指導，新体力テストに向けて)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（体育主任研修等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
	◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。
	◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照

事業	④大学と連携した取組
目的	生涯を通して豊かなスポーツライフを送ることができるよう、様々な授業への支援を通して、児童生徒への指導の充実と、運動意欲の喚起を図る。
取組	○「元気っ子健康体カチェック」の分析と指導への活用
	「元気っ子健康体カチェック」の結果について、宇都宮大学と連携して分析することにより、各学校では、分析結果をもとに指導へ活用し、児童生徒の体力の向上を図る。
	○学生ボランティア派遣に対する体制の構築
	大学との連携により、学生ボランティアを活用した体力の向上支援の充実を図る。

事業	⑤プロスポーツや企業等，関係機関と連携した取組				
目的	小・中学校の体育の授業等に，プロスポーツや企業等，関係機関と連携した取組を行うことにより，運動の楽しさを味わわせながら，体力の向上や各種運動の基礎となる技能の定着を図る。				
取組	<p>○体力向上サポーター派遣事業</p> <p>○1 プロスポーツ選手などとの交流          栃木県内のプロスポーツチームが，学校訪問や授業のアシスタントを行うことにより，児童生徒が運動の楽しさに触れるとともに，生き方を学ぶ機会とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・栃木サッカークラブ</td> <td>「ゆめプロジェクト」</td> </tr> <tr> <td>・宇都宮ブレックス</td> <td>「キッズモチベーションプロジェクト」</td> </tr> </table> <p>○2 関係機関による「体育実技インストラクター」の派遣          専門的な技術指導力を持つ指導者や民間スポーツクラブ等のインストラクターを小学校に派遣することにより，各種運動の基礎となる技能の定着を図るとともに，教員の指導力の向上を図る。</p>	・栃木サッカークラブ	「ゆめプロジェクト」	・宇都宮ブレックス	「キッズモチベーションプロジェクト」
・栃木サッカークラブ	「ゆめプロジェクト」				
・宇都宮ブレックス	「キッズモチベーションプロジェクト」				

事業	⑥部活動の地域移行に向けた取組
目的	部活動の地域移行に向けて，「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備に取り組む。
取組	<p>○部活動の地域連携に向けた取組【新】</p> <p>合同部活動の導入や部活動指導員等を適切に配置し，より地域連携に向けた取組を進めていく。</p> <p>○「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備【新】</p> <p>市，学校，地域，関係団体等と連携し，地域におけるスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会と生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を図る。</p> <p>○部活動の地域移行に向けた取組【新】</p> <p>部活動の地域移行に向けて，本市の実態を踏まえ，段階的に地域移行できるよう体制の整備を進めていく。          ※ 国や県の方針を踏まえた本市における部活動の地域移行に関する方針の検討及び計画の策定を進める。</p>

## 施策の柱2 学校保健の推進

自己の心身を大切に、生涯を通して、健康を適切に管理する資質・能力を育成します。

### 2-1 保健教育の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた  
授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎学校保健に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	◎1 学校保健に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で学校保健に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。
	◎2 学校保健に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における保健教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 ※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。 ※ 養護教諭が計画的に授業に参画できるよう、年間指導計画に位置付ける。 ※ 学校保健計画作成に際し、学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携を図る。 ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。
	◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
	元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。 健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新 G】
	<p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、学校保健に関する指導の充実を図る。</p> <p>保健教育においては、心肺蘇生法に関する学習で、自分の実習する動画を確認しながら技能を高めることや、保健学習の話し合いの際にジャムボードを活用して意見交換するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した保健教育に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②定期健康診断結果に基づく保健指導
目的	定期健康診断結果に基づき、疾病の早期治療や肥満防止のための保健指導を通して健康の保持増進を図る。
取組	◎定期健康診断の実施，結果の家庭連絡【重 拡 G】
	<p>◎1 定期健康診断の実施</p> <p>定期健康診断を実施し、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するとともに、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。</p> <p>※ 保健管理ソフトを活用し、健康診断記録を管理するとともに、結果の家庭連絡に活用する。</p>
	<p>◎2 定期健康診断結果の家庭連絡</p> <p>健康診断結果を家庭に通知することにより、児童生徒の健康の保持増進に役立てる。</p>
	<p>3 定期健康診断未受診者への対応</p> <p>未受診者に対しては、健康状態の把握や疾病の早期発見のため、医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p>4 児童生徒の肥満解消への対応</p> <p>児童生徒の肥満解消を図るため、個別のライフスタイルを踏まえた健康相談や個別の保健指導を行う。</p> <p>(例 デジタルを活用した運動の紹介、元気っ子生活習慣チェック等の活用による生活習慣の改善に向けた取組 など)</p>
	◎家庭からの情報収集
	保健調査票や各種アンケート調査等により、児童生徒の健康状態について家庭より情報収集し、把握することで学校での生活に配慮する。

事業	③健康の保持増進に関する様々な取組の推進
目的	健康への主体的な行動力を身に付けることができるよう、健康の保持増進に関する様々な取組の充実を図る。
取組	◎歯・口の健康づくりのための保健指導【歯】
	◎1 ブラッシング指導（全小学校） 歯・口の健康づくりに必要な歯の磨き方を身に付けるために、養護教諭による児童生徒の実態に応じたブラッシング指導を行う。
	◎2 「歯の健康教室」の実施（全小学校） 全小学校3年生を対象に、歯科医師及び歯科衛生士による講話とブラッシング指導を実施し、積極的に歯・口の健康づくりに取り組むことができる能力や態度を育てる。
	3 「中学生歯科保健資料」の活用 宇都宮市歯科医師会と養護教諭の連携により作成した「中学生歯科保健資料」を活用し、中学校における歯科保健教育の一層の推進を図り、歯・口の健康づくりに取り組むことができる能力や態度を育てる。
	◎性に関する教育の充実
	各教科等における指導の充実を図ることに加え、産婦人科医の派遣による「性教育サポート事業」を、全中学校3年生対象に実施することにより、「性に関する教育」を充実させるとともに、人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
◎喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実	
各教科等における指導の充実を図ることに加え、関係機関との連携による喫煙、飲酒、薬物乱用に関する防止教室を実施することにより、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用を未然に防止することはもとより、生涯を通して健康・安全で活力のある生活を送ることができる資質・能力を育てる。	
◎心の健康に関する教育の充実【拡】	
多様化、深刻化している児童生徒の心の健康問題に対応するため、ストレスへの対処法やメンタルヘルス（心の健康の回復・保持・増進）など、心の健康に関する教育について、体育・保健体育科など各教科等において指導の充実を図ることに加え、児童生徒が心理的ストレスや悩み、環境や外的な要因による心身の不調などを抱えた際に、適切な支援ができるよう、学級担任や保護者、スクールカウンセラー、養護教諭、学校医等、関係職員との連携を図る。 ※ 教職員は研修等を通して、メンタルヘルスへの理解を深め指導の充実を図る。	

	<p>◎デジタル活用時における健康面への配慮に関する教育の充実【新】<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span>】</p> <p>1人1台端末をはじめとしたデジタルを日常的に活用することによる健康面への影響について、児童生徒の視力の状況等の実態把握を行うとともに、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、児童生徒にデジタル活用時の健康への配慮事項などの指導を行う。</p> <p>※ 学校と家庭内でのルールづくりなどについて保護者に向けた啓発を行う。</p>
--	---

## 2 - (2) 家庭や地域等との連携による保健教育の推進

事業	<p>①専門の知識や技能をもつ人材の活用 <span style="float: right;">「社会に開かれた教育課程」の重視</span></p>
目的	<p>専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。</p>
取組	<p>○講演会や出前講座の開催</p> <p>学校保健に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。</p> <p>(例：性に関する講話、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する講話 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3分野と関連を図る。</p>
取組	<p>○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施</p> <p>学校保健に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。</p> <p>(例：保健師、保健所等職員、警察職員、消防士 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3分野と関連を図る。</p>

事業	<p>②家庭との双方向での取組の実施</p>
目的	<p>学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。</p>
取組	<p>◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知</p> <p>健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。</p> <p>※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。</p>
	<p>◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導</p> <p>家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。</p>

取 組	<p>◎個に応じた指導【<b>拡</b>】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：肥満・痩身、歯と口の健康、心の健康、生活習慣 など)</p> <p>※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事 業	③家庭・地域等に対する啓発
目 的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取 組	<p>◎デジタルを活用した取組【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における学校保健に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。また、学校と家庭内でのデジタルを使用する際のルールづくりなどについて保護者に向けた啓発を行う。</p> <p>(例：保健だより、歯と口の健康についての取組の紹介 など)</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p> <p>※ 市教育委員会は、「デジタル使用時のルール」を示し、家庭において使用する際のルールづくりに活用できるようにする。</p>
	<p>◎たよりによる学校の取組の発信</p> <p>各種たよりを通して、ストレスの対処法などの心の健康に関する取組や、デジタル活用時における健康面への配慮事項など、学校における学校保健に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
	<p>○健康教育に関する情報の展示</p> <p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

事業	④健康に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康に関する正しい知識の理解と、望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	○健康な生活習慣の定着のための取組の実施【拡】
	<p>○1 生活習慣に関する調査の実施と事後措置</p> <p>児童生徒の生活（運動、規則正しい生活、食事、安全 など）の実態を把握するため、発達の段階に応じた内容で調査を実施し、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにする。また、児童生徒の生活習慣の改善には、保護者の意識やライフスタイルの改善も必要であるため、「元気っ子生活習慣チェック」や、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>○2 健康週間の実施</p> <p>児童生徒が、自分の生活習慣を意識し、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、健康週間を実施する。家庭との連携を図ることで、生活習慣について親子で考える機会を創出し、よりよい生活習慣の定着を図る。</p> <p>※ 生活リズムが心身に与える影響について理解させる。</p>

## 2 - (3) 保健教育のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	<p>全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。</p> <p>◎地域学校園内の各担当者の連携による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。</li> <li>・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。</li> <li>・ 地域学校園での兼務申請の制度を活用し、地域学校園における養護教諭の協力体制を強化する。</li> </ul>

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭等が連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を活用し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：健康に関する講演会、トイレの清掃等を通じた学校の衛生環境保持 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：健康診断、シックスクール問題対策、感染症予防、メンタルヘルス など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（養護教諭研修会等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。	
◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73 参照	

事業	④適切な学習環境の確保
目的	学校の衛生環境が健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことから、学校の環境を衛生的に保持し、必要に応じて改善を図る。
取組	<p>◎「学校環境衛生基準」に基づく定期検査・日常点検及び臨時検査</p> <p>児童生徒の適切な学習環境の確保を図るため、「学校環境衛生基準」に基づく定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期検査を実施し、検査結果に基づく維持管理及び改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①教室等の環境</li> <li>②飲料水等の水質及び施設・設備</li> <li>③学校の清潔、ねずみ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理</li> <li>④水泳プール</li> </ul> </li> <li>・ 日常点検の実施と必要に応じて改善を図る。</li> <li>・ 必要に応じて臨時検査を実施する。</li> </ul>
	<p>◎シックスクール問題対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質過敏症やシックハウス症候群の児童生徒に対する個別の配慮等、シックスクールの予防対策を総合的に推進する。</li> <li>・ 「シックスクール問題対策マニュアル」を活用し、化学物質過敏症の児童生徒への対応や健康的な学習環境の整備など、適切な対応が取れるようにする。</li> <li>・ 「シックスクール問題」に関する予防と対応のため、実態調査を実施する。</li> <li>・ 「学校環境衛生基準」に基づく検査の実施と適切な事後措置により、児童生徒の適切な学習環境を整備する。</li> </ul>

事業	⑤学校医，学校歯科医，学校薬剤師との連携・協力体制の推進
目的	学校医，学校歯科医，学校薬剤師による専門的立場からの指導及び助言により，学校における健康診断，健康相談，保健指導，環境衛生検査等が，適切に行われるよう連携・協力体制の推進を図る。
取組	<p>◎定期健康診断，定期環境検査等の実施及び指導助言</p> <p>◎1 定期健康診断の実施と，予防措置や保健指導に関する指導及び助言</p> <p>定期健康診断を適切に実施し，学校医及び学校歯科医の予防措置や保健指導に関する指導及び助言により，児童生徒の健康の保持増進を図る。</p>
	<p>◎2 定期環境検査の実施と，維持及び改善に関する指導及び助言</p> <p>定期環境検査を適切に実施し，学校薬剤師による維持及び改善に関する指導及び助言により，学習環境の確保や学校環境衛生管理を行う。</p>

事業	⑥関係機関・団体との連携
目的	保健教育に関する関係機関・団体との連携・協力体制の構築を図り、保健教育の推進を図る。
取組	○性に関する教育を推進するための関係機関・団体との連携 保健所や子ども家庭課などの関係各課，産婦人科医師会との連携体制を構築し，性に関する教育の推進を図る。
	○心の健康に関する教育を推進するための関係機関との連携 スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，メンタルサポーターなどと連携を図るとともに，宇都宮市教育センターの教育相談室などの関係機関との連携・協力体制を構築するなど，心の健康に関する教育の推進を図る。

施策の柱3 食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、生涯を通して、健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育成します。

3 ー(1) 食に関する指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	<p>◎食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実【重】</p> <p>◎1 食に関する指導の全体計画の作成・活用・評価・改善          学校教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>◎2 食に関する指導の年間指導計画の作成・活用          各教科等における食に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。          ※ 健康教育の各分野の年計との関連を図った指導ができるよう計画する。          ※ 学校栄養士（栄養教諭・学校栄養職員・会計年度任用職員の総称以下、学校栄養士という。）が計画的に授業等に参画できるよう、年間指導計画に位置付ける。          ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p> <p>◎3 地域学校園の食に関する指導の年間指導計画の作成・活用          地域学校園の児童生徒の実態を把握し、小・中学校の9年間を通した一貫性のある指導が行えるよう、地域学校園の年間指導計画を作成して指導を行う。</p> <p>◎4 献立計画の作成          学校給食を生きた教材として活用できるよう、各教科等の学習内容と関連させた献立計画を作成する。          （例：学習した食材の給食での使用、献立を活用した栄養指導 など）</p>

	<p>◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実</p> <p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p> <p>◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】<b>G</b>】</p> <p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、食育に関する指導の充実を図る。</p> <p>食に関する指導においては、食育の動画やプレゼンテーションソフトで作成した資料等を活用する、お弁当の日に、お弁当を作っている様子を写真や動画などで記録に残し、自己評価や家庭でのふりかえりに活用するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した食に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>
<p>事業</p>	<p>②学校栄養士による食に関する指導</p>
<p>目的</p>	<p>学校栄養士と担任等が連携し、適切な指導を年間指導計画に基づき計画的に行うことにより、児童生徒の食への理解を深め、望ましい食習慣を身に付けさせる。</p>
<p>取組</p>	<p>◎学校栄養士の授業参画【<b>重</b>】</p> <p>○1 ティームティーチング 家庭科〔技術・家庭科〕、体育科〔保健体育科〕、学級活動等の食に関する授業において、年間指導計画に基づき、学校栄養士が担任等と連携してティームティーチングを行う。</p> <p>◎2 教材作成や資料提供 家庭科〔技術・家庭科〕、体育科〔保健体育科〕、学級活動等の食に関する授業において、児童生徒が理解を深められるよう、学校栄養士は教材の作成や、資料提供を行う。</p> <p>○食育ミニ講話の実施 給食時や朝会等に、学校栄養士が栄養や食材、食事マナー、食文化、自分の健康を考えて食べること、食品ロスなど食に関する講話を行う。 ※ 「食育月間（6月）」、「とちぎ食育推進月間（10月）」、「食品ロス削減月間（10月）」、「全国学校給食週間（1月）」などの機会を捉えて行う。</p>

事業	③給食の時間における食に関する指導
目的	給食の準備、会食、後片付けなどの一連の実践活動を通して、正しい食事のとり方や望ましい食習慣、食品を選択する能力、食への感謝の気持ちなどを身に付けられるようにする。
取組	◎食事マナー指導【重 拡】 給食の時間を活用し、校内で統一した食事マナー指導に継続的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>給食の時間に学校栄養士が各学級を巡回しながら指導したり、ランチルーム使用時に指導したりするなどして、学級担任と連携して指導を行う。</li> <li>各学級で活用できる校内で統一した食事マナーについての資料を作成し、給食の時間に活用する。</li> <li>「食事マナー指導に関する手引き」（市教育委員会作成）を活用する。 ※ 校内や地域学校園で食事マナー重点指導週間（月間）を設定し、全校一斉に指導を展開する。</li> </ul>
	◎給食の準備や片付け、配膳指導
	◎1 給食の準備や片付け <ul style="list-style-type: none"> <li>責任感や連帯感を養えるよう、給食の準備や片付けなどの共同作業を行わせる。</li> <li>衛生に気を付けて食事をとることができるよう、給食前の手洗いや給食当番の身支度などを指導する。 ※ 給食当番や配膳を行う教職員については、「衛生検査表」を記録する。</li> <li>環境や資源に配慮し、ごみの分別や牛乳パックのリサイクル、牛乳のストローレスに取り組む。</li> </ul>
	◎2 配膳指導 1人分の適切な量や盛りつけ方、食器の並べ方を指導する。
	○交流給食の実施（校内での交流給食）
	好ましい人間関係を育み、会食のマナーを身に付けさせるために、同じ学級の仲間以外と、給食時の活動や食事を共にする機会を設定する。 （例：学年間交流給食、異学年間交流給食、縦割り班交流給食、担任以外の先生との交流給食 など）

事業	④工夫した献立の活用
目的	給食を「生きた教材」として活用できるよう献立を工夫することにより、児童生徒の体位の向上、健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を育成する。
取組	◎「学校給食摂取基準」に基づく栄養バランスのとれた献立の作成 望ましい食事のモデルとなるよう、栄養のバランス、食材の組み合わせ、調理法等を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>市教育委員会作成の「標準献立」を約2/3取り入れ、約1/3のオリジナル献立を作成する。</li> <li>児童生徒が必要な栄養を摂取できるよう、残食の原因を分析し、改善を図る。</li> </ul>

取 組	<p><b>◎教科や他の教育に関連した給食の実施</b></p> <p>食への理解を深めるとともに、学習への興味・関心や意欲を引き出せるよう、各教科や各教育に関連のある食品や料理を給食の献立に組み入れる。</p> <p>(例:理科や社会科等で学習した食材の使用,保健教育と連携した献立の提供(かみかみ給食など),図書館教育と連携した給食の提供(お話給食),国際理解教育やオリンピック・パラリンピック教育と連携した給食の提供 など)</p>
	<p><b>◎地産地消の推進【拡 G】</b></p>
	<p><b>◎1 地場産物の活用促進</b></p> <p>地域の自然や農業など地域への理解を深め、郷土への愛情を育めるよう、新鮮な地場産物を給食に活用する。</p> <p>※ 「学校給食における地産地消システム」を活用する。</p> <p>※ 「学校給食における地産地消実施マニュアル」(市教育委員会作成)を活用する。</p>
	<p><b>◎2 生産者等の紹介及び指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食で地場産物を使用する際には、併せて教材として活用した指導を行う。</li> <li>・ 地場産物について給食時の校内放送,献立表,食育だより,食育掲示コーナーで紹介する。</li> </ul> <p>(例:地場産の食材の特徴や栄養価について,地場産物に関するクイズ,農産物を生産するにあたっての努力や工夫の紹介 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場産物について,プレゼンテーションソフトで作成した資料や動画を活用して指導する。</li> </ul> <p>※ 「地産地消推進委員会」を設置し,地域農産物の調達や使用方法,食に関する指導に関することなどを検討する。</p>
	<p><b>◎米飯給食の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本型食生活の良さを理解できるよう,米飯給食を週4回提供し,米飯を主食とした献立の充実を図る。</li> <li>・ 宇都宮市産の米を使用した米飯給食を推進する。</li> <li>・ ご飯の盛り付け方,配膳の仕方,箸の持ち方を指導する。</li> </ul> <p>※ 献立作成の際には,多様な献立を提供できるよう,各学校や各地域学校園のオリジナル米飯給食献立「米飯給食レシピ」を参考にする。</p> <p>[参考]「日本型食生活」とは,昭和50年代ごろの食生活のこと。 ごはんを主食としながら,主菜・副菜に加え,適度に牛乳・乳製品や果物が加わった,バランスのとれた食事(農林水産省)</p>
	<p><b>○セレクト給食,バイキング給食の実施</b></p> <p>食品を選択する能力や自己管理能力を育成することを目的として,自分に適した食事量やバランスのよい食べ方が体験できるよう,セレクト給食やバイキング給食を実施する。</p>

事業	⑤食文化の継承
目的	郷土料理や行事食を提供することを通して、自分たちの住む地域や日本の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育む。
取組	<p>◎郷土料理、行事食の提供を通じた食文化の学習の推進【重 G】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県に伝わる郷土料理や他県に伝わる郷土料理を献立に取り入れて提供する。</li> <li>・ 季節ごとの行事やお祝いの日にあわせて、それぞれの旬の食材を使用した行事食を献立に取り入れて提供する。</li> <li>・ 日本の食文化の素晴らしさを理解させ、郷土を尊重する心を育成するため、郷土料理や行事食の提供にあわせて、その料理の特徴や由来などをプレゼンテーションソフトで作成した資料や動画を活用し説明する。 (例：給食時の校内放送、献立表、食育だより、食育掲示コーナー等で紹介する。)</li> </ul> <p>※ 『食文化』に関する指導資料集、『食文化』に関する実践事例集(市教育委員会作成)を活用する。</p>
	<p>◎「宮っ子ランチ」の提供を通じた食文化の学習の推進【重】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本や自分たちの住む地域の食文化への理解を深めるため、宇都宮市の特産品を使用した和食献立「宮っ子ランチ」を、全校において提供する。</li> <li>・ 「宮っ子ランチ」の提供にあわせて、市教育委員会作成の指導資料を活用するなどして宇都宮市の気候風土や先人によって培われた食文化を伝える。</li> </ul>
	<p>◎「宇都宮学」と関連した食文化の学習の推進【新】</p> <p>自分たちの住む宇都宮や地域の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育むため、社会科などの教科等や総合的な学習の時間等において宇都宮学副読本を活用した食文化の学習の指導を行う。</p> <p>〔例：宇都宮学副読本にある食に関するテーマと学習内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学5年：テーマ「宇都宮の自然と交通」④宇都宮の農作物</li> <li>・ 小学6年：テーマ「宇都宮の伝統文化」⑤宇都宮の郷土料理</li> <li>・ 中学2年：テーマ「魅力あふれる宇都宮」④食や芸術が華やぐ まち宇都宮</li> </ul>

## 3 (2) 家庭や地域等との連携による食育の推進

「社会に開かれた教育課程」  
の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催
	食育に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (講演会の例：望ましい食習慣や食事マナー，食文化，地産地消などをテーマとしたもの) (出前講座の例：食に関する講話，調理実習 など ) ※ 生涯学習課「親学出前講座」や学校教育課「出前授業・食育派遣」等を活用する。 ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施
	食に関する学習において，ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 (例：調理員，生産者，食に携わる仕事をしている人 など) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し，一体となって取り組むことにより，児童生徒の実態に応じ，適切な指導を行い，日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック，アンケート等の結果の家庭への周知
	健康診断や体力チェック，アンケート等の結果を家庭に周知することにより，健康状態や運動能力，健康・食育・安全に関する意識等を把握し，健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え，各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
	家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして，児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取組	<p>◎個に応じた指導【<b>拡</b>】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：朝食欠食、偏食、肥満・痩身、孤食、食物アレルギー など)</p> <p>※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック(1人1台端末版)」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
	<p>◎デジタルを活用した取組【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>◎1 ホームページの活用 ホームページに、食に関する内容を掲載し、家庭に紹介する。 (例：献立表、食育だより(給食だより)、食育の取組 など)</p> <p>◎2 webサイトの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市教育委員会では、家庭の食への関心を喚起するため、料理レシピ検索・投稿サイトである「クックパッド」に開設している「宇都宮市学校給食キッチン」で学校給食レシピや食育の取組を家庭に紹介する。</li> <li>各学校は、給食で提供した献立のレシピや学校での食育の取組に関する情報を市教育委員会に提供する。</li> </ul> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトや食育動画が視聴できるwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>

取組	◎たよりによる学校の取組の発信
	<p>各種たよりを通して、食事マナーの指導や食文化の学習の取組など、学校における食育に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p> <p>※ 市教育委員会は、もぐもぐだよりを発行する。</p>
取組	○健康教育に関する情報の展示
	<p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、食に関することをテーマとした展示を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は、「食育月間(6月)」、「うつのみや食育フェア」「人づくりフォーラム」、「全国学校給食週間(1月)」などに関連して、学校における食育を紹介するパネル展示を行う。</p>

事業	④食に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	家庭に理解と協力を求め、実践の機会を創出することにより、食への関心を高め、学校で学んだことを自分の食生活に生かせるようにする。
取組	◎「お弁当の日」の実施【重 G】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事について親子で共に考える機会を創出し、児童生徒の食への関心を高め、感謝の心を育むことを目的として「お弁当の日」を年に2回以上実施する。</li> <li>・ 小・中学校の9年間を通して、自分の健康を考え、判断し、実践できる児童生徒を育成できるよう、本市独自に定めた「学年ごとのねらいと目標」を全教職員で共有して指導に当たる。</li> <li>・ 事前指導や事後指導を行い、系統的に指導する。</li> <li>・ 1人1台端末等を活用し、自己評価や家庭での振り返りをする。</li> </ul> <p>※ 詳細は、「新お弁当の日資料」(市教育委員会作成)を参照する。</p>
	○食育関係コンクール等への参加
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他機関や企業等による食育関係のコンクールやイベントを児童生徒に周知する。</li> <li>・ 県教育委員会主催の「食育啓発事業絵画・ポスターコンクール」、中学生対象の全国中学生ものづくり教育フェア「あなたのためのお弁当コンクール」の参加について呼びかける。</li> </ul> <p>※ 市教育委員会は、企業等の作品応募一覧について、イントラネットで紹介する。</p>

	<p>○食に関する体験的な活動の実施</p> <hr/> <p>○1 農業体験の実施                  栽培の工夫や苦勞、収穫の喜びを知り、食への感謝の気持ちを育成できるように、農作物の栽培や収穫などを行う。                  ※ 栽培や収穫の仕方について、地域の生産者等に直接指導をしていただく、または、デジタルを活用する。                  ※ 収穫した農作物を調理したり、給食に活用したりして味わえるようにする。</p> <p>○2 生産者等との交流                  感謝の気持ちを育むため、生産者や納入業者、調理員等、食に携わる人と交流する。</p> <p>○3 ふれあい給食の実施（招待給食、親子給食）                  社会性や人間性を育てられるよう、同じ学級の仲間以外と、給食時の活動や食事を共にする機会となる「ふれあい給食」を実施する。                  （例：保護者、生産者、高齢者、幼稚園児 など）</p> <p>○4 親子料理教室の開催                  親子で一緒に食事を作る機会を提供することを通して、食への関心を高められるよう、親子料理教室を開催する。                  （例：地域学校園内の小・中学校が合同で実施したり、地域協議会や地域の食生活改善推進員の取組等と連携して実施したりする。）</p>
--	---

**3** - (3) 食育のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進【重】
	全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。 ※ 食に関する指導年間指導計画に沿って、学校全体で連携した指導が行えるよう、校内研修等において共通理解を図る。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。</li> <li>地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。</li> </ul>

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化 児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭等が連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を活用し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりや食育を推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働き掛ける取組を実施する。 (例：学校と地域が連携した料理教室、地域協議会と連携した農業体験など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会の開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：食物アレルギー対応、「お弁当の日」の指導、給食室衛生管理など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（学校給食研修会等）に参加する。参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。	
◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照	

事業	④食事にふさわしい環境づくり
目的	食べることを楽しみ、豊かな人間関係の醸成の場となるよう、食事環境を整える。
取組	◎和やかな食事の場の工夫
	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の前には、空気の入れ換えや身の回りの整とん、清潔で気持ちの良い環境を整える。</li> <li>楽しく和やかな雰囲気では食べられるよう、環境づくりを工夫する。</li> <li>皆が気持ちよく食べられるよう、食事のマナーを守って食べるよう指導する。</li> </ul>
	○ランチルームの活用（ランチルームを設置している学校のみ）
	○1 環境整備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>清潔で衛生的な食事をする場としてふさわしい環境を整える。</li> <li>壁面に、食育関係の資料を掲示する。</li> </ul>
	○2 利用計画の作成
	<p>利用計画を立て、効果的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ランチルームの使用時に、学校栄養士による食育ミニ講話やバイキング給食、交流給食など、多様な形態の学校給食を計画するとよい。</li> </ul> <p>※ ランチルームのない学校は、各教室や多目的教室などの環境づくりを工夫する。</p>
◎食育情報スペースの確保・整備	
◎1 各教室の食育掲示コーナー	
<ul style="list-style-type: none"> <li>献立表や食育だよりを掲示する。</li> <li>給食当番表や給食の決まりなどを掲示する。</li> </ul>	
◎2 共有スペースの食育掲示コーナー	
<p>食への関心を高め、理解を深めるための資料を掲示する。</p> <p>(例：特別献立の説明、食材の説明、地場産物の説明、生産者の紹介、給食室の様子、調理員の紹介、月の目標に関連した啓発資料など)</p>	
◎食器具の整備	
◎1 食事内容に応じた食器具の整備	
<p>箸、スプーン、フォーク等、食事の内容に応じた食器具を使用できるように整備する。</p> <p>※ 食物アレルギー対応食は、誤食を防ぐため、他の児童生徒とは別に色付き食器など、個別の食器に配食する。</p>	
◎2 衛生に配慮した食器具の整備	
<p>食器具の劣化に対応し、計画的に更新を行う。</p>	

事業	⑤安全に配慮した給食の提供
目的	安全面・衛生面に十分配慮し、児童生徒に安全・安心な給食を提供する。
取組	◎給食室の管理・運営【拡】
	◎1 正確かつ安全な調理 施設・設備や作業能力に見合った「作業工程表」,「作業動線図」を作成し、正確かつ安全な調理を行えるようにする。  ◎2 感染症・食中毒及び異物混入への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や食中毒が起こらぬよう、国の「学校給食衛生管理基準」に基づいた給食室内の環境整備と更なる運用の徹底により衛生管理の向上を図る。</li> <li>・ 感染症や食中毒の集団発生が起きた場合には、適切な処置をとり、病気の蔓延を防止する。</li> <li>・ 異物混入に関する防止策を講じるとともに、発生時には適切な措置を講じる。</li> </ul> ※ 学校給食施設及び設備の整備については、市教委が別途整備計画を検討する。
	◎食材の安全性の確保
	◎1 食材の安全・衛生管理 安全で新鮮な食材を調達し、衛生的に管理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼のおける食材納入業者を選定する。</li> <li>・ 食材の納入に当たっては、検収を行い、安全を確認する。</li> <li>・ 納入後は、保存基準に従って、冷蔵冷凍設備等に保管する。</li> </ul> ※ 「学校給食衛生管理基準」に基づいて行う。  ◎2 放射性物質検査の実施 給食に対する安心感を高めるため、給食食材に含まれる放射性物質の量を検査し、その結果を公表する。

取組	◎食物アレルギー対応
	<p>◎1 食物アレルギー対応委員会による食物アレルギーをもつ児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食物アレルギーをもつ児童生徒に対しては、市教育委員会作成の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて実施する。</li> <li>・ 対応にあたっては、医師の記入する「学校生活管理指導表」に基づき、学校・家庭が一体となって、対象児童生徒が心身ともに健康な学校生活を営めるようにする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 ・食物アレルギー調査</li> <li>・食物アレルギー対応における面談</li> <li>・除去食，代替食の提供 など</li> </ul> </li> </ul> <p>◎2 食物アレルギーについての理解を深めるための指導 食物アレルギーをもつ当該児童生徒だけでなく、周りの児童生徒も含めて、食物アレルギーについて正しく理解できるよう指導する。</p> <p>◎3 緊急時の対応 食物アレルギーの誤食等が発生したときに、迅速かつ適切に対応できるよう、連絡・対応体制を構築する。</p>

事業	⑥食育関係機関・団体との連携
目的	食育関係機関・団体と連携を図り、学校の食育をより円滑に推進する。
取組	○地産地消を推進するための農政部門との連携
	地元の生産者や納入業者、宇都宮市中央卸売市場、JA等との連携体制を構築し、学校給食に新鮮な地元の食材を活用できるようにする。
	○健康を保持増進するための健康部門との連携
	地域の食生活改善推進員等と連携し、児童生徒が食への関心を高め、食生活の課題の解決を図ることができるようにする。
	○食生活に課題を抱えた場合における福祉部門との連携
朝食欠食、孤食など、家庭環境により食生活に課題を抱える児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや民生委員等と連携し、改善を図る。	

## 施策の柱4 学校安全の推進

危険を予測し、自らの命を守り抜くための行動力を身に付け、生涯を通して、安全な生活を送り、安全な社会づくりに貢献できる資質・能力を育成します。

### 4—(1) 安全教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた  
授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■：新規事業 ■：重点事業 □：拡充事業 □：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎学校安全に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	◎1 学校安全に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で学校安全に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。
	◎2 学校安全年間指導計画の作成・活用 各教科等における安全教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 ※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。 ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。 ※ 各種訓練においては、児童生徒の実態に応じ、適宜内容を見直す。
	◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実 元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。 健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】 <b>G</b> 】
	<p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、学校安全に関する指導の充実を図る。</p> <p>交通安全教育において、動画やデジタル教材を活用し、歩行時や自転車乗車時の安全の理解を深めることや、防災教育において、webサイトに掲載されているハザードマップから危険箇所や浸水想定区域、避難所を確認することなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した安全教育に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②生活安全の推進
目的	日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。
取組	◎不審者対応避難訓練の実施【重】 <b>拡</b> 】
	<p>不審者が、校内や敷地内に侵入した場合に、児童生徒が危険を理解し自身の安全を確保できるような対応や避難の方法を確認するとともに、職員の対応など、多様な観点から対策を検討し実施する。</p> <p>※ 下校後や休日等の不審者に対する対応（例：いかのおすし）も指導する。</p> <p>※ 学校の実態に応じて隔年で実施する場合は、実施しない年においても危機発生時の対応について指導する。</p>
	◎危険の理解と安全確保【重】 <b>G</b> 】
	◎1 地域安全マップの作成・活用（全小学校）
	<p>児童の参加による地域安全マップの作成を通して、児童に危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせる。</p> <p>※ 地域安全マップを作成する際に、掲載する場所の状況がわかる画像を使用したり、発表の際にプレゼンテーションソフトを活用したりするなど、デジタルを効果的に活用する。</p>
	◎2 情報ネットワークの適正利用
	<p>スマートフォンやパソコン等、情報ネットワークの適切な利用の仕方についての知識を身に付け、情報機器の活用能力を高めるとともに、SNS等による犯罪被害から児童生徒を守る。</p>

事業	③交通安全の推進
目的	様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車の利用ができるようにする。
取組	<p>◎交通安全教育による危険の理解及び実践力の育成【重 G】</p> <p>◎1 「交通安全教室」の実施 関係機関との連携による「交通安全教室」を実施することにより、児童生徒の交通場面における危険について理解を深めるとともに、自己の安全を守るための判断力や実践力を育成する。 ※ 登下校時の安全についても指導する。</p> <p>◎2 「自転車免許事業」の実施（全小学校） 全小学校4年生を対象に、関係機関との連携により「自転車免許事業」を実施することにより、自転車乗車時の交通安全に関する理解を深めるとともに、二輪車の特性を理解し、交通安全に配慮した行動がとれるようにする。事業を受講した5、6年生の児童に対し、事業実施後も交通安全ルールについて振り返る機会を設け交通安全意識の定着を図る。</p> <p>◎3 「デジタルを活用した交通安全教育」の実施 webサイトや動画などを活用し、交通場面における危険について理解を深めるなど、デジタルを活用した交通安全教育を取り入れ、交通安全の推進を図る。</p>

事業	④災害安全の推進
目的	全国各地で想定外の災害が発生している状況があることから、災害発生時における危険について理解することで、災害への備えや、自らの命を守る適切な行動をとることができるようにするとともに、地域の防災活動や災害時に自身が担う役割について考えることができる。
取組	<p>◎災害時における適切な行動と役割の理解及び実践力の育成【重 拡】</p> <p>◎1 弾道ミサイルなど様々な災害を想定した避難訓練の実施 弾道ミサイル・火災・地震・竜巻・土砂・水害等を想定した避難訓練を実施することにより、児童生徒の危険予測や、危機発生時に状況に応じた最善の行動がとれる判断力や行動力を高められるようにする。 ※ 地震を想定した避難訓練の際は、訓練内容に応じて緊急地震速報の音源を使用する。</p> <p>◎2 立地条件を踏まえた災害に関する指導の充実 学校敷地内や学区内に浸水想定区域や土砂災害警戒区域を抱える学校においては、関係機関との連携による河川の氾濫に対応した避難訓練や、山地防災に関する講習会等、立地条件を踏まえた防災教育を行うことにより、児童生徒の災害安全に関する理解を深めるとともに、自己の安全を守るための判断力や実践力を育成する。</p>

取組	◎「防災教育の手引き」を活用した指導
	各学校における学校安全計画に防災教育を明確に位置付け、指導の充実を図るとともに、児童生徒が自ら危険を予測し回避できる能力を高めることができるよう、本市が作成した「防災教育の手引き」を活用し、防災教育の充実を図る。

4 一(2) 家庭や地域等との連携による安全教育の推進 「社会に開かれた教育課程」の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催 学校安全に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (例：防災、携帯やスマートフォンの利用に関する講話 など) ※ 必要に応じて、健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 学校安全に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知 健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導 家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取組	<p>◎個に応じた指導【<b>拡</b>】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：登下校、校内での生活、情報機器の使用、遊具の使用 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	<p>◎デジタルを活用した取組【<b>拡</b> <b>G</b>】</p> <p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における学校安全に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>(例：地域安全マップ作成の取組、通学路合同点検の取組 など)</p> <p>※ 市教育委員会は、災害が予測される場合や災害が発生した場合など、緊急を要する場合には、学校デジタル連絡ツールを活用し児童生徒及び保護者、学校関係者に対し、直接、災害に関する連絡を行うとともに、積極的に情報を発信し、児童生徒の安全確保を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	各種たよりを通して、避難訓練、交通安全教室、自転車免許事業、引渡し訓練など、学校における安全教育の取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。

取組	○健康教育に関する情報の展示
	行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。

事業	④安全の意識・実践力を高める取組の実施					
目的	児童生徒が、日常生活および災害発生時に、適切な意思決定と行動選択ができる力を身に付けることができるよう、安全に関する取組の充実を図る。					
取組	<p>◎自転車乗車時の安全対策【拡】</p> <p>◎1 小学生の自転車乗車時におけるヘルメットの着用努力義務化 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に基づき、日常生活における自転車乗車時のヘルメット着用を推進することにより、交通安全に関する意識を高め、事故発生時の頭部への損傷を防ぐ。</p> <p>◎2 中学校の登下校時における自転車通学者のヘルメット着用義務化 中学校の登下校時における自転車通学者のヘルメット着用を義務化することにより、交通安全に関する意識を高めるとともに、事故時の頭部への損傷を防ぐ。 また、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に基づき、登下校時以外の着用についても一層推進していく。</p> <p>◎3 自転車の点検及び整備・自転車損害賠償責任保険等への加入 児童生徒及び保護者に対して、自転車の点検及び整備と自転車損害賠償責任保険等への加入について周知し、自転車乗車時の安全性を確保していく。 中学校においては、登下校時だけでなく、学校行事・部活動等で自転車を利用する場合には、必ず保険に加入するよう指導するとともに、加入の状況を確認する。</p> <p>※ 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (R4. 4)」の施行に基づき、小・中学生の自転車の安全な利用を推進する。</p>					
	○体験的な訓練手法の活用					
	<p>○1 地区防災訓練への参加 児童生徒の地区防災訓練への参加により、地域防災体制の理解促進を図るとともに、災害時に自身が担う役割について考える。</p> <p>○2 実践的な判断力を育む机上訓練 児童生徒が、日常生活および災害発生時に、適切な意思決定と行動選択ができる力を身に付けることができるよう、体験的な訓練手法を活用する。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>訓練手法例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>・「なまずの学校」</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>・HUG（避難所運営ゲーム）</td> </tr> </tbody> </table>	校種	訓練手法例	小学校	・「なまずの学校」	中学校
校種	訓練手法例					
小学校	・「なまずの学校」					
中学校	・HUG（避難所運営ゲーム）					

## 4 - (3) 安全教育・安全管理等のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進 全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進 ・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。 ・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化 児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：地域協議会や保護者と連携した「子ども110番の家」の確認・挨拶、地域ぐるみの防災訓練 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：校内における日々の安全教育、登下校の指導、各種避難訓練など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（保健安全教育指導者研修等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
	◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。
	◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照

事業	④安全管理
目的	危険を早期に発見し速やかに除去するとともに、学校における事件・事故対策の充実を図る。
取組	◎安全点検の実施 児童生徒の安全な学習環境の確保を図るため、施設・設備、器具・用具等の定期的な安全点検を実施し、点検に基づき維持管理や改善を図る。 点検の際は、腐食や劣化による破損等がないか、目視及び必要に応じて触診等を行い確認する。
	◎防犯に関する機器等の整備
	児童生徒の安全な環境を確保するため、「防犯カメラ」や「さすまた」など、防犯に係る機器等を整備するとともに、定期的な確認を行う。

事業	⑤登下校における安全対策
目的	児童生徒の生活する環境は、日々変化することから、定期的な点検や体制の構築など、関係機関と協力し、効果的な安全対策を推進する。
取組	◎関係機関や保護者と連携した安全対策の実施
	◎1 「スクールガードシステム」 スクールガード・チーフを中心として、児童生徒の登下校時の安全を確保するために、保護者・地域・学校が一体となった体制を構築し、児童の登下校時の立哨及び見守り活動を行う。 ※ 登下校時の見守りの取組として、デジタルを活用したシステムについて調査研究する。
	○2 引渡し訓練等の実施
	児童生徒の学校滞在時に震度5強以上の地震が発生した際など、下校時の安全が確認できない状況では、保護者の迎えによる下校体制をとることから、各校において引き渡し訓練を実施する。
	◎交通安全対策の実施（宇都宮市通学路交通安全プログラム）
	◎1 通学路合同点検の実施
	各学校での通学路安全点検により対策が必要な箇所がある場合に、学校からの依頼により合同点検を実施する。実施後、対策が必要な箇所に応じて具体的な実施内容を検討し、対策をとる。
	○2 スクールゾーンにおける交通安全対策
	小学校を中心に周囲約500メートルを範囲とした区域をスクールゾーンとして設定し、注意喚起看板や路面標示「スクールゾーン」の設置により、児童生徒の登下校時の安全確保を図る。

## 4つの分野を一体的に捉えて取り組む施策・事業の体系（再掲）

4つの分野を一体的に捉えることを意識しながら推進することで、バランスよく総合的な資質・能力の向上を図ります。

### 4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■新：新規事業 ■重：重点事業 ■拡：拡充事業 ■G：GIGAスクール構想に資する事業

#### (1) 学校の教育活動を通じた指導

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

##### ①教科等における指導

- ◎健康教育の各分野に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体指導計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 ■新 ■G

#### (2) 家庭や地域等との連携した取組

「社会に開かれた教育課程」の重視

##### ①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施
- 部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実 ■拡〔体力の向上のみ〕

##### ②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 ■拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 ■拡 ■G

##### ③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 ■拡 ■G
- ◎たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

#### (3) 健康教育推進のための体制・環境づくり

##### ①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

##### ②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

##### ③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

4つの分野を一体的に捉えて取り組む施策・事業の展開（再掲）

4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

(1) 学校の教育活動を通じた指導  
〔凡例〕

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施

■：新規事業 ■：重点事業 □：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎健康教育の各分野に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	<p>1 健康教育の各分野に関する全体指導計画の作成・活用 学校教育活動全体の中で体力の向上、学校保健、食育、学校安全に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>2 健康教育の各分野に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における体力の向上、学校保健、食育、安全教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。</p> <p>※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。</p> <p>※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p>
	◎元気アップ教育の全体指導計画に基づく指導の充実
	<p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p>

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】 【G】
	1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、健康教育に関する指導の充実を図る。 ※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した指導の好事例を各学校に紹介する。

## (2) 家庭や地域等との連携した取組

「社会に開かれた教育課程」の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催 健康教育（体力の向上、学校保健、食育、学校安全）に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 ※ 必要に応じて健康教育の複数の分野との関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 健康教育（体力の向上、学校保健、食育、学校安全）に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 ※ 必要に応じて健康教育の複数の分野との関連を図る。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知 健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導 家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取組	◎個に応じた指導【 <b>拡</b> 】
	<p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p>
	◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【 <b>拡</b> <b>G</b> 】
	<p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	◎デジタルを活用した取組【 <b>拡</b> <b>G</b> 】
	<p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し各学校における健康教育に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	<p>各種たよりを通して、学校における健康教育に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
取組	○健康教育に関する情報の展示
	<p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

## (3) 健康教育推進のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。</li> <li>・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。</li> </ul>

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域等の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施
	<p>魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題解決に向けて保護者に働き掛ける取組を実施する。</p> <p>（例：講演会，出前講座，体操教室，料理教室，防災訓練 など）</p>

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（体育主任研修，養護教諭研修，学校給食研修，保健安全教育指導者研修等）に参加する。 参加者は，研修会で得たことを自校の教職員に伝達し，校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。	
◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は，P. 72，73参照	

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進にあたって

計画の実現にあたっては、PDCAサイクルで施策・事業を見直しながら推進します。そこで、以下により、進捗状況を管理しながら、計画の実効性を高めていきます。

#### (1) 市教育委員会（学校健康課）の役割

教育委員会事務局学校健康課においては、本計画を着実に推進できるよう、学校に対して指導や支援を行います。

また、健康診断やアンケート等により、本市の小・中学校全体の目標値に対する達成状況や推進上の課題を把握するとともに、取組状況については、年に1回各学校からの報告を受け、進行管理や評価を行い、必要に応じて、見直しを行うなど、施策事業の効果的な推進に努めます。

なお、社会環境の変化や上位計画等の改定などにあわせ、本計画の見直しを行う場合には、達成状況や課題等を的確に捉えて、施策事業に反映していきます。

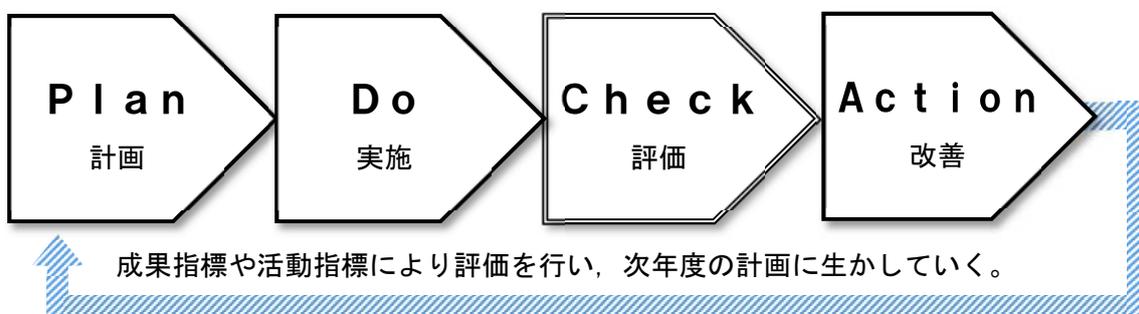
#### (2) 学校の役割

学校においては、本計画に基づいた健康教育を推進します。

校内での健康教育を充実させることはもとより、地域学校園内の小・中学校が連携することにより、小・中学校の9年間を一貫した継続的な取組を行います。

また、家庭や地域と連携することにより、学校で学んだことを日常生活につなげ、生涯を通して健康に生活することのできる基礎を培います。

各学校の児童生徒の実態に応じた効果的な取組を行えるよう、健康診断やアンケート等により、自校の目標値に対する達成状況や推進上の課題を把握し、改善を図りながら健康教育の推進に努めます。



## 2 計画の指標

### (1) 成果指標

本市の児童生徒が、自ら考えて行動し、心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を身に付けることができたのか評価するため、次の指標を設定します。

各学校においては、自校の児童生徒の実態を踏まえた目標値を設定して取り組みます。

施策の柱	指標	対象	現状値	現状値	目標値	
			(H28) 2016年	(R3) 2021年	(R9) 2027年	
体力の向上	体力向上の結果がわかる指標	①(A+B) - (D+E)率 [新体力テストにおける総合評価結果]	小6男	13.8%	1.8%	20%
			中3男	36.1%	32.2%	40%
			小6女	25.2%	18.3%	30%
			中3女	42.9%	46.4%	50%
	運動の必要性に対する理解度や体力を高めることへの意欲がわかる指標	②「運動することは大切だと思う」児童生徒の割合 [学習と生活についてのアンケート結果]	小6	97.3%	97.9%	100%
			中3	97.3%	98.0%	100%
		③「休み時間や放課後、休日などに自分から進んで運動している」児童生徒の割合 [学習と生活についてのアンケート結果]	小6	73.7%	66.5%	80%
			中3	54.5%	54.7%	60%
学校保健の推進	健康管理の結果がわかる指標	①肥満傾向児の割合(肥満度20%以上) [学校保健統計調査結果]	小6	11%	13.7%	5%
			中3	9%	11.8%	5%
		②未処置歯のある者 [学校保健統計調査結果]	小6	19%	13.5%	10%
			中3	15%	13.9%	10%
	健康に対する意識がわかる指標	③「早寝早起きをこころがけている」児童生徒の割合 [学習と生活についてのアンケート結果]	小6	74.3%	74.5%	95%※
			中3	57.5%	64.6%	95%※
		④「健康診断で指摘されたところは、早めに治療している」児童生徒の割合 [学習と生活についてのアンケート結果]	小6	90.0%	89.4%	95%※
			中3	85.0%	89.6%	95%※

※中間評価時の目標達成率の推移及び上位計画である「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」との整合性を図る(目標値の上限を95%に設定)ため、目標値を変更。

(全て100%から95%に変更)

#### 【関連する計画の指標】

- ・新体力テストの評価結果における中学3年生の(A+B) - (D+E)率は、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の指標としている。

施策の柱	指標	対象	現状値 (H28) 2016年	現状値 (R3) 2021年	目標値 (R9) 2027年	
食育の推進	食習慣に関する行動がわかる指標	①「毎日、朝ごはんを食べている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	95.2%	94.9%	100%
			中3	92.1%	92.8%	100%
		②「好き嫌いしないで食べている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	85.7%	87.1%	95%※
			中3	80.4%	84.8%	95%※
	食事マナーに関する行動や食文化に関する認知度がわかる指標	③「食事のマナーに気を付けて食べている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	89.3% (2018年)	88.4%	95%※
			中3	92.6% (2018年)	93.2%	95%※
		④「給食に出る五目ちらしなどの行事食や、しもつかれなどの郷土料理を知っている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	86.3%	86.6%	95%※
			中3	86.0%	84.0%	95%※
学校安全の推進	安全に関する意識がわかる指標	①「不審者から自分の安全を守るための行動を心がけている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	95.8%	95.6%	100%
			中3	92.5%	94.8%	100%
	自分の身の安全を守る行動がわかる指標	②「交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	97.8%	97.7%	100%
			中3	97.3%	98.3%	100%
		③「自分や身の回りの人々の安全に気を配り、安全に行動している」児童生徒の割合 〔学習と生活についてのアンケート結果〕	小6	96.5%	96.5%	100%
			中3	95.2%	97.3%	100%

【関連する計画の指標】

- ・ 「好き嫌いしないで食べている」中学3年生の割合は、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の指標としている。
- ・ 「毎日、朝ごはんを食べている」小学6年生の割合は、「第4次宇都宮市食育推進計画」の指標としている。

(2) 活動指標

本市の児童生徒に、自ら考えて行動し、心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を身に付けるための施策・事業が適切に展開されているのかを評価するため、次の指標を設定する。

施策の柱	指標	対象	現状値 (H30) 2018年	現状値 (R3) 2021年	目標値 (R9) 2027年
体力の向上	①「元気っ子健康体力チェック」の結果より、児童生徒の実態に応じた体力向上の取組をした。	小 中	66校 23校	63校 24校	全校 実施
	②運動の必要性について理解を深める取組をした。 (自己の体力の把握と分析、大学と連携した取組)	小 中	40校 15校	47校 21校	全校 実施
	③児童生徒が運動に親しむことができるよう運動機会を創出した。(うつつのみや元気っ子チャレンジの参加、縄跳び検定の実施など)	小 中	68校 22校	69校 20校	全校 実施
学校保健の推進	①肥満傾向児童生徒の肥満解消のため、個別の指導や家庭への働きかけを行った。	小 中	62校 15校	62校 15校	全校 実施
	②歯みがき習慣の定着を図る取組をした。(歯みがきタイムの設定、児童生徒集会の活用など)	小 中	68校 24校	59校 23校	全校 実施
	③健康な生活習慣の定着を図る取組をした。 (生活習慣チェックの実施、健康習慣の実施など)	小 中	63校 21校	57校 21校	全校 実施
	④健康診断結果に基づく疾病の早期治療のための保健指導を行った。	小 中	66校 25校	64校 25校	全校 実施
食育の推進	①朝食欠食する児童生徒を無くすために、家庭に働きかけた。(食育だより、食育講演会など)	小 中	68校 25校	69校 25校	全校 実施
	②学校給食の残食の原因を分析し、改善を図る取組をした。	小 中	68校 25校	69校 25校	全校 実施
	③給食の時間に学校栄養士が各学級を巡回するなどして、学級担任と連携して食事マナー指導を行った。	小 中	68校 25校	69校 25校	全校 実施
	④行事食や郷土料理について関心を高めるための工夫をした。(献立、食育だより、掲示物など)	小 中	68校 25校	69校 25校	全校 実施
学校安全の推進	①不審者から自分の安全を守ることができるよう対応に関する取組を実施した。(不審者対応避難訓練など)	小 中	65校 20校	66校 18校	全校 実施
	②様々な交通場面から自分の安全を守ることができるよう理解を深める取組を実施した。(交通安全教室など)	小 中	67校 25校	69校 24校	全校 実施
	③様々な災害発生時の危険予測や、状況に応じた行動をとることができるよう判断力や行動力を高める取組を実施した。(災害を想定した避難訓練など)	小 中	68校 25校	68校 24校	全校 実施

施策の柱	指標	対象	現状値	現状値	目標値
			(H30) 2018	(R3) 2021	(R9) 2027年
捉ええた分野を一体的に推進	①「元気アップ教育」の全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図ることができた。	小 中	61校 20校	69校 25校	全校 実施
	【補足指標①】 ・デジタルを活用した健康教育に関する取組を行った。	小 中	— —	— —	全校 実施
	【補足指標②】 ・SDGsを踏まえた現代の諸課題解決のための健康教育に関する指導を行った。	小 中	— —	— —	全校 実施
	②生活習慣の改善のため、「元気っ子生活習慣チェック」などを活用し、学校と家庭の双方向における指導を行った。	小 中	49校 13校	42校 15校	全校 実施
	【補足指標③】 ・生活習慣の改善のため、児童生徒が生活習慣を振り返り、改善を図る取組や、デジタルなどによる各種たより等を活用した情報発信など、家庭と連携した取組を行った。	小 中	— —	— —	全校 実施
	③健康教育をより一層推進するため、体力・保健・食育・安全に関する指導のうち複数を組み合わせた取組を行った。	小 中	64校 24校	68校 25校	全校 実施

## 1 各種指導資料・手引き一覧

### (1) 体力の向上

学校健康課 学校保健体育グループのキャビネットに格納しています。

	資料名	発行年月	内容
1	うつのみや元気っ子運動プログラム集	H20.3	「うつのみや版ミニマム」の種目について、スモールステップの指導法等をイラストを交えて紹介
2	集団行動の手引き	H22.4	集団行動の基本的な行動様式について写真付きで掲載
3	みや！！元気っ子たいそう	H23.3	宇都宮の歌に合わせて、本市子どもたちの劣っている体力や技能を補えるよう動きを工夫し、本市独自に作成 ※運動会や集会等で活用できるよう各校にCD配付
4	「学校における日常生活の工夫による体力の向上」事例集	H24.3	「朝の1分間体操」の例など、体育科の時間以外での体力向上の事例を写真付きで掲載
5	部活動指導者ハンドブック	H25.12	部活動に関する基本的な考え方や指導・運営するにあたっての基礎的・基本的な事項、活動事例などを掲載
6	「投の運動（遊び）」指導事例集	R3.3	「投の運動（遊び）」の取組例など、授業で活用できる指導事例をイラストや写真付きで掲載

### (2) 学校保健の推進

学校健康課 学校保健体育グループのキャビネットに格納しています。

	資料名	発行年月	内容
1	生活習慣改善プログラム	H22.3	生活習慣チェックカードとともに、生活習慣改善のためのプログラムを運動編・健康編・食事編として掲載
2	シックスクール問題対策マニュアル	H24.3	シックスクール問題の基礎知識や予防と対応、化学物質過敏症の児童生徒への配慮事項などを掲載
3	がん教育指導資料	H28.3	がん教育の基本的な考え方や推進上の留意点、DVD教材を活用した指導事例などを掲載
4	中学校「歯科保健指導資料」	H29.4	歯みがき習慣の定着を図る歯科保健資料として、パワーポイント資料やビデオ教材などを掲載 ※各中学校にDVD配付
5	小中学校における性に関する教育の手引き	R4.2	性に関する教育の基本的な考え方や目標及び指導内容、実践事例を掲載
6	学校における熱中症対策ガイドライン	R4.6	熱中症の予防策や暑さ指数(WBGT)、熱中症警戒アラートの活用など

### (3) 食育の推進

学校健康課 学校食育グループのキャビネットに格納しています。

	資料名	発行年月	内容
1	食に関する指導の手引 第二次改訂版	H31.3	食に関する指導の目標や各教科等との関連などを掲載
2	学校給食における地産地消 実施マニュアル	R4.3 (改訂)	地産地消の推進体制，調達方法，指導方法などを掲載
3	食事マナー指導に関する手 引き	H24.3	食事マナー指導の目標などを示し，給食の時間や学級活動等で活用できる指導資料を掲載
4	新「お弁当の日」資料	H25.3	「お弁当の日」の進め方やねらいを示し，教職員・保護者への啓発資料，計画表・振り返り表，お弁当レシピ集を掲載
5	小学校入学時と中学校卒業 期における食に関する指導 資料	H26.3	小学校入学時に使用できる保護者用啓発資料や給食開始時の指導資料，中学校卒業期に行う学級活動の指導案などを掲載
6	学校給食における食物アレ ルギー対応マニュアル	R3.3 (改訂)	食物アレルギー対応の方針を示し，「学校生活管理指導表」などの関係様式を掲載
7	「食文化」に関する指導資 料集	H27.3	「食材の旬」「行事食」「郷土料理」に関する資料を掲載 ※掲示資料としても活用可
8	「食文化」に関する指導事 例集	H28.3	上記の「『食文化』に関する指導資料集」の活用方法の例を紹介 ※宇都宮産の食材のクイズや和食を説明するパワーポイントも格納
9	「宮っ子ランチ」指導の手 引き	R2.3	「宮っ子ランチ」の春，夏，秋，冬の各献立に関する資料を掲載

### (4) 学校安全の推進

学校健康課 学校保健体育グループのキャビネットに格納しています。

	資料名	発行年月	内容
1	防災教育の手引き	H29.3 (改訂)	学校安全や防災に関する内容や各種避難訓練の指導事例等を掲載
2	宇都宮市通学路交通安全プ ログラム	H26.5	通学路合同点検の進め方をはじめとする，本市の児童生徒に対する交通安全対策を掲載

## 2 健康教育に関連する本市の計画

### (1) 宇都宮市スポーツ推進計画（平成27年度～令和6年度）

「スポーツ基本法」第10条に基づき、本市のスポーツを総合的かつ計画的に推進するため、国及び県の計画と整合性を図りながら策定する計画です。

基本理念を「だれもが、いつでも、いつまでも、スポーツを楽しむ生涯スポーツ社会の実現～「ひとり1スポーツ」の実現」として掲げ、本市のスポーツ推進のための施策・事業を展開するものです。

下記は、小・中学校におけるスポーツの推進に関する内容を抜粋したものです。

#### 第5章 スポーツ推進のための施策・事業 2 基本施策

##### (1) 子どものスポーツへの興味・関心の高揚

学校においては、「宇都宮市小中学校体力向上推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」と連携し、子どもに最低限に身に付けさせたい技能や体力について、楽しみながら継続して取り組む機会を提供することや、学校での日常生活の中で、清掃活動や授業中など様々な活動を工夫し、それら日常活動の継続した取組を促すことなどにより、体力の向上を図ります。

### (2) 第2次健康うつのみや21（平成25年度～令和6年度）

「健康増進法」第8条に基づき、「健康日本21」や「とちぎ健康21プラン」と整合を図りながら策定する計画です。

基本理念を「『ともに支え合う、健康で幸せなまちづくり』の実現」として掲げ、本市の健康増進のための施策・事業を展開するものです。

下記は、小・中学校における健康増進に関する内容を抜粋したものです。

#### 基本方向3 社会を営むために必要な機能の維持及び向上

##### ⑧次世代の健康

###### 〔健康目標〕

バランスのよい食事をし、楽しく遊びながら、毎日を元気に過ごします。

また、健康な大人になるための、心と体の準備をします。

#### ライフステージに応じた取組

##### 【小学校期】

- 〈特徴〉・ 心身の発達が著しく、生活習慣の基礎が固まる時期です。
- ・ 社会参加への準備期間であり、精神神経機能の発達期です。
  - ・ 家庭、学校でしつけや教育が大きく影響する時期です。

##### 〈取組のポイント〉

⇒ 生活習慣が定着する時期なので、栄養バランスのよい食事をとるようにしたり、屋外で運動や遊びをするなど、正しい生活習慣を身に付けましょう。

##### 【中学・高校期】

- 〈特徴〉・ 身体的・精神的に、子どもから大人へ移行する時期です。
- ・ 生活習慣が確立するとともに、不規則になる時期です。
  - ・ 喫煙や飲酒、性について関心が高まっていく時期です。

##### 〈取組のポイント〉

⇒ 身体的・精神的な発達が最もめざましい時期なので、朝食を欠食せず3食食べるなど、規則正しい生活習慣に身に付けたり、運動に積極的に取り組んで体力向上に心がけましょう。

### (3) 第4次宇都宮市食育推進計画（令和4年度～令和8年度）

「食育基本法」第18条に基づき、本市の食育を総合的かつ計画的に推進するため、国及び県の計画と整合を図りながら策定する計画です。

基本理念を「すべての市民が生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます」として掲げ、本市の食育の推進のための施策・事業を展開するものです。

下記は、小・中学校における食育に関する内容を抜粋したものです。

#### 第3章 基本方針（3）

##### 基本施策2 健全な食生活に向けた環境づくりの推進

子どもの頃から、規則正しい食生活を身につけ、健全な食生活の実践につなげるため朝食を含め、適度に食事間隔をとり、しっかり食べ物を摂取することを推進します。

##### 基本施策4 多様な暮らしに対応する食育の推進

健全な食生活を実現するため、家庭において子どもの頃から高齢者などとの共食や、多様な暮らしにおける食事を通したコミュニケーションの向上を図ります。

#### 第4章 施策・事業の展開

##### (2) ライフステージに応じた事業の展開

###### 【小学校期】

～食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させる時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 乳歯から永久歯に生えかわり、よく噛むことや筋肉が発達するなど、身体が大きく成長する時期
- ・ 家族や友人と一緒に食事を楽しむとともに、規則正しく食べることを定着させる時期

⇒ 食物の生産や食文化への関心を促すとともに、栄養摂取の必要性を理解し、「毎食」食べることを定着させるための学習や体験活動などの取組を実施します。

###### 【中学・高校期】

～望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 心身の変化や個人差が大きくなり、誤った認識による過度のダイエットや、食事を抜いたり就寝時間が遅くなるなど、生活リズムが乱れがちになる時期
- ・ 将来の自立に向けて、料理することや食品を選ぶ力を身につける時期

⇒ 栄養バランスの重要性を理解し自ら健康を意識して「毎食」食べることを実践させるとともに、食品の製造・流通や伝統料理等への関心を深めるための学習や体験活動などの取組を実施します。

#### (4) 第11次宇都宮市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

「交通安全対策基本法」に基づき、人権尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、市民や関係機関・団体が目標を共有しながら、本市を取り巻く社会環境等の変化や課題に対し、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的とした計画です。

下記は、小・中学校における交通安全に関する内容を抜粋したものです。

##### 第4章 交通安全施策の推進

##### 施策の柱Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

##### (1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全の推進

##### ②小学生に対する交通安全教室

- 小学生に対する交通安全教室の開催
- 保護者に対する交通安全教育の実施
- 小学校における交通安全教育の実施
- 市交通指導員等による交通安全指導の実施

##### ③中学生に対する交通安全教室

- 中学生に対する交通安全教室の開催
- 中学校における交通安全教育の実施

##### ⑧ICT環境整備に併せた交通安全教育

- 小中学校等におけるタブレット配付等のICT環境整備に併せた交通安全教育の実施

##### (3) 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進

##### ①子ども自転車免許事業の推進

- 子ども自転車免許事業の実施

##### ②中高生に対する自転車安全利用教室

- 宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の開催
- 自転車安全利用に関するリーフレットによる啓発

##### ⑥自転車ヘルメットの着用推進

- 自転車乗車時のヘルメット着用の促進

##### ⑦自転車損害賠償責任保険等への加入促進

- 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

宇都宮市教育委員会事務局学校健康課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028-632-2757（学校食育グループ）

028-632-2755（学校保健体育グループ）

FAX：028-639-0613

E-mail：u4614@city.utsunomiya.tochigi.jp